

平成 29 事務年度
国税庁実績評価実施計画

(案)

平成 29 年 6 月

財 務 省

はじめに

財務省においては、国税庁の実績評価の対象期間を7月から翌年6月と定め、6月末までに実施計画を策定した上で、翌年10月頃に評価を行っております。

国税庁の達成すべき目標は、中央省庁等改革基本法（平成10年6月12日法律第103号）に基づき、財務大臣が定めることとなっており、実施計画において、実績目標（大）、実績目標（小）、業績目標別にそれぞれの目標の内容を明らかにしております。

国税庁の実績評価においては、いわゆるPDCAサイクルを通じて効率的で質の高い行政を確実に実行していくとともに、国民に対して分かりやすい説明に努めているところであります。また、実施計画の策定及び評価に当たっては、その客観性と質を高めるために、「財務省政策評価懇談会」を開催し、有識者の方々から御意見をいただいております。

このように、財務省は、国税庁の達成すべき目標を設定した上で、その実績評価を適正に行うことにより、国税庁の行政の更なる改善を進めるとともに、国民の皆様に対する説明責任を果たし、国民の皆様にご信頼される行政を目指しております。

平成29年6月
財 務 省

<目 次>

I	平成29事務年度 国税庁実績評価実施計画についての説明	5
	図 「国税庁の使命」と「実績目標等」の体系図	7
	表1 平成29事務年度の国税庁が達成すべき目標ごとの施策及び測定指標	8
	表2 測定指標一覧表	9
	参考条文等	12
II	平成29事務年度 国税庁実績評価実施計画	14
	実績目標(大) 1 (内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収)	15
	実績目標(小) 1-1 (税務行政の適正な執行)	17
	実績目標(小) 1-2 (納税者サービスの充実)	23
	業績目標 1-2-1 (広報・広聴活動等の充実)	24
	業績目標 1-2-2 (相談等への適切な対応)	30
	業績目標 1-2-3 (電子申告等 I C T を活用した申告・納税の推進)	36
	実績目標(小) 1-3 (適正な調査・徴収等の実施及び納税者の権利救済)	40
	業績目標 1-3-1 (適正申告の実現及び的確な調査・行政指導の実施)	41
	業績目標 1-3-2 (期限内収納の実現及び滞納の整理促進への取組)	46
	業績目標 1-3-3 (不服申立てへの取組)	50
	実績目標(小) 1-4 (国際化への取組)	53
	実績目標(大) 2 (酒類業の健全な発達の促進)	58
	実績目標(大) 3 (税理士業務の適正な運営の確保)	64
III	附属資料	
	資料1 平成29事務年度において実施するアンケート調査の概要	67
	資料2 平成29事務年度において実施するサンプル調査の概要	70
	資料3 用語集	71

I 平成29事務年度 国税庁実績評価実施計画についての説明

1. 国税庁の実績評価制度

- (1) 財務大臣は、中央省庁等改革基本法第16条第6項第2号（P12）の規定に基づき、国税庁長官にその権限が委任された事務の実施基準その他当該事務の実施に必要な準則（P12）を定めて公表するとともに、国税庁が達成すべき目標を設定した上で、その目標に対する実績を評価して公表することとしています。
- (2) 国税庁の実績評価は、「政策評価に関する基本計画」（平成25年3月 財務省策定）に基づいて財務省が行う政策評価に準じて行うこととしています。
なお、「政策評価に関する基本計画」において、①計画期間、②計画期間内において評価の対象となる実績の目標、③評価の方法を実施計画で定めることとされています。
- (3) 国税庁の実績評価については、国税庁の事務が事務年度（7月1日から翌年6月30日）で実施されていることに鑑み、事務年度を計画期間と定め、前事務年度の6月末までに実施計画を策定した上で、翌事務年度の10月頃に評価書を作成しております。

2. 国税庁の実績評価の実施計画

(1) 実施計画

平成29事務年度の実施計画では、目標として実績目標(大)を3、実績目標(小)を4、業績目標を6設定しています。これらの目標は、3段階で設定しており、この目標間の関係については、図「『国税庁の使命』と『実績目標等』の体系図」（P7）において示しております。

実施計画については、「II 平成29事務年度 国税庁実績評価実施計画」（P14）のとおり策定しております。

(2) 評価基準

実績評価は、必要性、有効性、効率性等の観点に加え、測定指標等に照らした「実績目標等」の達成度の観点等を総合勘案して評価を行います。

各目標においては、目標の達成手段である施策ごとに測定指標を設定します。

評価においては、まず、施策の実施状況について、測定指標の達成度をベースとして「s+」～「c」の5段階で評定を行います。次に、それぞれの目標について施策の評定を総合して、「S+」～「C」の5段階で評定を行います。

なお、実績目標(大)1については、実績目標(小)1-1～1-4の評定を総合して「S+」～「C」の5段階で評定を行い、同様に、実績目標(小)1-2については、業績目標1-2-1～1-2-3を総合して、また、実績目標(小)1-3については、業績目標1-3-1～1-3-3を総合して、それぞれ評定を行います。

(3) 平成29事務年度国税庁実績評価実施計画

平成29事務年度国税庁実績評価実施計画においては、実績目標等の施策それぞれに設定した測定指標の内、一つ以上を「主要なもの」とすることにより、主要な測定指標に重点を置いて、測定指標を中心とした評価を行います。

なお、目標ごとの測定指標数については、表1「平成29事務年度の国税庁が達成すべき目標ご

との施策及び測定指標」(P8)において示しております。

また、表2として「測定指標一覧表」(P9)を掲載しております。

3. 実施計画の内容等

実施計画については、目標ごとに次のとおり記載しています。

(1) 実績目標等

実績評価の対象となる実績目標又は業績目標を記載しています。

(2) 実績目標等の内容

その目標を設定した意図、理由等について記載しています。

(3) 当該実績目標等に係る施策

実績目標等を達成するための手段である施策のリストです。

(4) 目標達成のための取組

施策ごとに区分した上で、次の内容を記載しています。

イ その施策の内容

施策の趣旨や具体的な説明を記載しています。

ロ その施策について設定されている測定指標

「定量的測定指標」と「定性的測定指標」の区分、「主要な測定指標」とその他の測定指標との区別を明示するとともに、指標の概要を記載しています。

ハ その施策について設定されている参考指標

実績目標等の達成度の直接的な判断材料とはなりません、施策の実施状況を把握するためのものとして、参考指標を設定している場合があります。

4. 附属資料

実施計画における附属資料として、資料1から資料3を添付しております。

(1) 「資料1 平成29事務年度において実施するアンケート調査の概要」

本実施計画において実施する予定のアンケート調査の概要を記載しております。

(2) 「資料2 平成29事務年度において実施するサンプル調査の概要」

本実施計画において実施する予定のサンプル調査の概要を記載しております。

(3) 「資料3 用語集」

(以 上)

「国税庁の使命」と「実績目標等」の体系図

国税庁の使命

納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する。

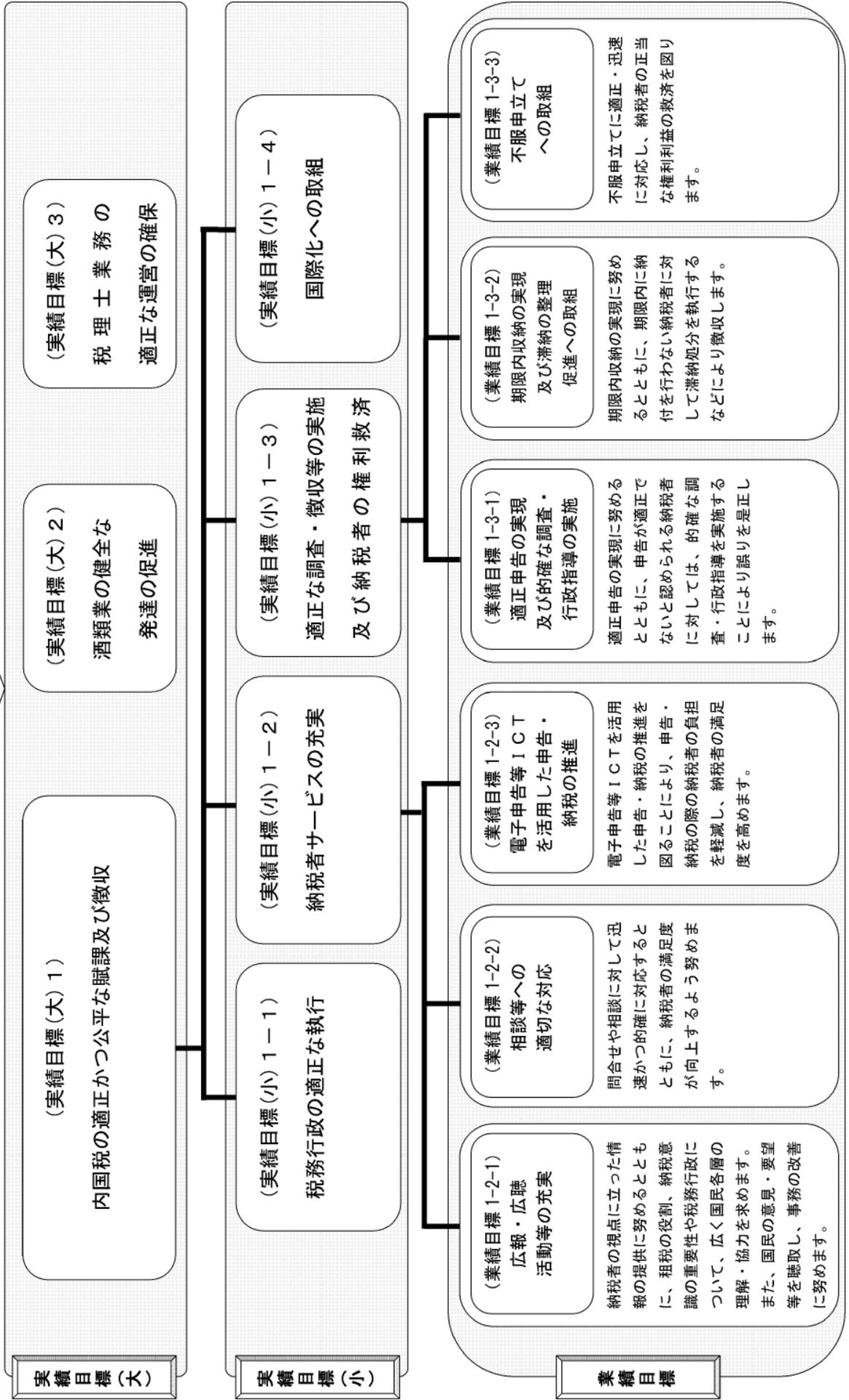


表1

平成29事務年度の国税庁が達成すべき目標ごとの施策及び測定指標

実績の目標	施策数 施策名	測定指標数		
		定量	定性	
実績目標(大)1 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収		—	—	
実績目標(小)1-1 税務行政の適正な執行	(1) 関係法令の適正な適用と迅速な処理	6	3	—
	(2) 税務行政の透明性の確保及び個人情報の適切な取扱い等		—	2
	(3) 守秘義務の遵守		—	1
	(4) 職員研修の充実		—	1
	(5) ICT化・業務改革(BPR)の推進		—	1
	(6) 社会保障・税番号(マイナンバー)制度の定着に向けた取組		—	1
実績目標(小)1-2 納税者サービスの充実		—	—	
業績目標1-2-1 広報・広聴活動等の充実	(1) 国民各層への広報活動の充実	5	1	—
	(2) 租税に関する啓発活動		4	1
	(3) 関係民間団体との協調関係の推進		—	1
	(4) 地方公共団体との協力関係の確保		—	1
	(5) 国民の意見や要望への的確な対応等		—	1
業績目標1-2-2 相談等への適切な対応	(1) 納税者からの相談等への適切な対応	4	7	—
	(2) 納税者からの苦情等への迅速・適切な対応		1	—
	(3) 改正消費税法への対応		—	1
	(4) 改正相続税法への対応		—	1
業績目標1-2-3 電子申告等ICTを活用した申告・納税の推進	(1) e-Taxの普及と利用満足度の向上	2	7	—
	(2) 国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」の利用促進		1	—
実績目標(小)1-3 適正な調査・徴収等の実施及び納税者の権利救済		—	—	
業績目標1-3-1 適正申告の実現及び的確な調査・行政指導の実施	(1) 有効な資料情報の収集	4	—	1
	(2) 的確な調査事務の運営		2	—
	(3) 社会・経済状況に対応した調査への取組		—	3
	(4) 悪質な脱税者に対する査察調査の実施		—	1
業績目標1-3-2 期限内収納の実現及び滞納の整理促進への取組	(1) 期限内収納の実現に向けた各種施策の実施	5	—	1
	(2) 滞納を未然に防止するための取組		—	1
	(3) 効果的・効率的な徴収事務の運営		2	—
	(4) 滞納の整理促進への取組		—	1
	(5) 厚生労働大臣から委任される年金保険料の徴収		—	1
業績目標1-3-3 不服申立てへの取組	(1) 不服申立ての適正・迅速な処理	3	2	—
	(2) 裁決事例の公表の充実		—	1
	(3) 改正不服申立制度の定着に向けた取組		—	1
実績目標(小)1-4 国際化への取組	(1) 租税条約等に基づく情報交換	5	1	—
	(2) CRS(共通報告基準)に基づく金融口座情報の情報交換の実施に向けた取組		—	1
	(3) 相互協議事案の適切・迅速な処理		—	1
	(4) 各国共通の執行上の指針の整備と各国税務当局との経験の共有		—	1
	(5) 開発途上国に対する技術協力		2	—
実績目標(大)2 酒類業の健全な発達の促進	(1) 酒類の安全性の確保と品質水準の向上への対応	7	1	1
	(2) 酒類の公正な取引環境の整備		1	—
	(3) 日本産酒類の輸出環境整備		—	1
	(4) 構造・経営戦略上の問題への対応		—	1
	(5) 独立行政法人酒類総合研究所との連携		—	1
	(6) 未成年者飲酒防止対策等の推進		—	1
	(7) 酒類に係る資源の有効な利用の確保		—	1
実績目標(大)3 税理士業務の適正な運営の確保	(1) 税理士会等との連絡協調の推進	3	1	—
	(2) 税理士等に対する指導監督の的確な実施		1	1
	(3) 書面添付制度の普及・定着に向けた取組		—	1
上記合計		44	37	34

測定指標一覧表

表2

目 標	指標の種類	指標番号	指 標 名
実績目標(大) 1 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収			
実績目標(小) 1-1 税務行政の適正な執行	(定量的)	実 1-1-1-A-1	「更正の請求」の3か月以内の処理件数割合
		実 1-1-1-A-2	所得税還付金の6週間以内の処理件数割合
		実 1-1-1-A-3	納税証明書の15分以内の発行割合
	(定性的)	実 1-1-2-B-1	情報公開法に基づく開示請求等への適切な対応
		実 1-1-2-B-2	行政機関個人情報保護法及び番号法に基づく個人情報(マイナンバー(個人番号)を含む。)の適切な管理及び開示請求等への適切な対応
		実 1-1-3-B-1	守秘義務遵守の周知徹底
		実 1-1-4-B-1	アンケート調査による受講者の意見等の把握
実 1-1-5-B-1	I C T化・業務改革(B P R)の推進		
実 1-1-6-B-1	社会保障・税番号(マイナンバー)制度の定着に向けた取組		
実績目標(小) 1-2 納税者サービスの充実			
業績目標 1-2-1 広報・広聴活動等の充実	(定量的)	業 1-2-1-1-A-1	国税の広報に関する評価
		業 1-2-1-2-A-1	租税教育に関する評価
		業 1-2-1-2-A-2	税務大学校における公開講座の満足度(講座の内容)
		業 1-2-1-2-A-3	税務大学校における公開講座の満足度(講座のレベル)
	(定性的)	業 1-2-1-2-A-4	租税史料室(税務情報センター)見学者の満足度
		業 1-2-1-2-B-1	租税に関する啓発活動の集中的な実施
		業 1-2-1-3-B-1	関係民間団体との連携・協調関係の推進及び広報活動等の協力要請
		業 1-2-1-4-B-1	地方公共団体との協力関係の確保
業 1-2-1-5-B-1	国民の意見や要望への的確な対応		
業績目標 1-2-2 相談等への適切な対応	(定量的)	業 1-2-2-1-A-1	電話相談センターにおける10分以内の相談割合
		業 1-2-2-1-A-2	電話相談センターにおける電話相談の満足度
		業 1-2-2-1-A-3	税務署における面接相談の満足度
		業 1-2-2-1-A-4	職員の応接態度の好感度
		業 1-2-2-1-A-5	税務署内の案内表示、受付・窓口の利用満足度
		業 1-2-2-1-A-6	税務署内の設備の利用満足度
		業 1-2-2-1-A-7	文書回答手続による事前照会に対する3か月以内の処理件数割合
	(定性的)	業 1-2-2-2-A-1	苦情の3日以内の処理件数割合
		業 1-2-2-3-B-1	改正消費税法に関する相談等への適切な対応
業 1-2-2-4-B-1	改正相続税法に関する広報の充実等		

目 標	指標の種類	指標番号	指 標 名
業績目標 1-2-3 電子申告等 ICT を活用した申告・納 税の推進	(定量的)	業 1-2-3-1-A-1	e-Taxの利用状況（公的個人認証の普及割合等に 左右される国税申告2手続）
		業 1-2-3-1-A-2	e-Taxの利用状況（法人税申告等上記以外の国税 申告4手続）
		業 1-2-3-1-A-3	e-Taxの利用状況（申請・届出等9手続）
		業 1-2-3-1-A-4	I C T活用率（所得税申告及び消費税申告（個 人））
		業 1-2-3-1-A-5	e-Taxの利用満足度
		業 1-2-3-1-A-6	オンライン申請の受付1件当たりの費用
		業 1-2-3-1-A-7	国税申告手続の事務処理時間（所得税、法人税 及び消費税）
		業 1-2-3-2-A-1	国税庁ホームページ「確定申告書等作成コー ナー」の利用満足度
実績目標(小) 1-3 適正な調査・徴収等の実施及び納税者の権利救済			
業績目標 1-3-1 適正申告の実現及 び的確な調査・行政 指導の実施	(定量的)	業 1-3-1-2-A-1	調査関係事務の割合
		業 1-3-1-2-A-2	調査関係事務の割合（調査課分）
	(定性的)	業 1-3-1-1-B-1	有効な資料情報の収集
		業 1-3-1-3-B-1	大口・悪質な不正事案等への的確な対応
		業 1-3-1-3-B-2	国際化・高度情報化への的確な対応
		業 1-3-1-3-B-3	大法人に対する的確な対応
		業 1-3-1-4-B-1	悪質な脱税者に対する査察調査の的確な実施
業績目標 1-3-2 期限内収納の実現 及び滞納の整理促進 への取組	(定量的)	業 1-3-2-3-A-1	滞納整理事務の割合
		業 1-3-2-3-A-2	集中電話催告センター室における催告回数
	(定性的)	業 1-3-2-1-B-1	期限内収納を確保するための取組
		業 1-3-2-2-B-1	滞納を未然に防止するための取組
		業 1-3-2-4-B-1	滞納の整理促進への取組
		業 1-3-2-5-B-1	厚生労働大臣から委任される年金保険料の徴収
業績目標 1-3-3 不服申立てへの取組	(定量的)	業 1-3-3-1-A-1	「再調査の請求」の3か月以内の処理件数割合
		業 1-3-3-1-A-2	「審査請求」の1年以内の処理件数割合
	(定性的)	業 1-3-3-2-B-1	裁決事例の公表の充実
		業 1-3-3-3-B-1	改正不服申立制度の定着に向けた取組
実績目標(小) 1-4 国際化への取組	(定量的)	実 1-4-1-A-1	情報提供要請に対する90日以内の対応
		実 1-4-5-A-1	開発途上国に対する技術協力の満足度（受入研 修）
		実 1-4-5-A-2	開発途上国に対する技術協力の満足度（職員派 遣）
	(定性的)	実 1-4-2-B-1	C R S（共通報告基準）に基づく金融口座情報 の情報交換の実施に向けた取組
		実 1-4-3-B-1	相互協議事案の適切・迅速な処理
		実 1-4-4-B-1	外国税務当局との経験の共有

目 標	指標の種類	指標番号	指 標 名
実績目標(大) 2 酒類業の健全な発達の促進			
	(定量的)	実 2-1-A-1	酒類製造業者の製造工程の改善に関する相談の満足度
		実 2-2-A-1	酒類の取引状況等実態調査による指導事項の改善割合
	(定性的)	実 2-1-B-1	酒類業者のコンプライアンスの維持・向上及び酒類の安全性の確保への対応
		実 2-3-B-1	日本産酒類の輸出環境整備への積極的な対応
		実 2-4-B-1	構造・経営戦略上の問題への適切な対応
		実 2-5-B-1	独立行政法人酒類総合研究所との連携の推進
		実 2-6-B-1	未成年者飲酒防止対策等の推進
	実 2-7-B-1	酒類に係る資源の有効な利用の確保への積極的な対応	
	実績目標(大) 3 税理士業務の適正な運営の確保		
(定量的)	実 3-1-A-1	税理士会への説明会等の評価	
	実 3-2-A-1	税理士会等との綱紀監察をテーマとした協議会等の開催回数	
(定性的)	実 3-2-B-1	税理士等に対する的確な調査等の実施	
	実 3-3-B-1	書面添付制度の普及・定着に向けた積極的な取組	

○ 中央省庁等改革基本法（抄）

第16条

第6項

第二号（省略）府省の長は、実施庁の長にその権限が委任された事務の実施基準その他当該事務の実施に必要な準則を定めて公表するとともに、実施庁が達成すべき目標を設定し、その目標に対する実績を評価して公表すること。

○ 国税庁の事務の実施基準及び準則に関する訓令（抄）

財務省訓令第12号
国 税 庁 長 官

国税庁の事務の実施基準及び準則に関する訓令を次のように定める。

平成13年1月6日

財務大臣 宮 澤 喜 一

国税庁の事務の実施基準及び準則に関する訓令

（訓令の目的）

第1条 この訓令は、中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）第16条第6項第2号の規定に基づき、国税庁の事務の実施基準及び準則を定めることを目的とする。

（国税庁の所掌事務）

第2条 国税庁は、財務省設置法（平成11年法律第95号）第20条に定める事務を所掌し、別表に掲げる法律を執行する。

(事務の実施基準)

第3条 国税庁は、その所掌する事務の実施に当たり、納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現するため、納税環境を整備し、適正かつ公平な税務行政を推進することにより、内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を図るとともに、酒類業の健全な発達及び税理士業務の適正な運営の確保を図ることを基準とする。

(準則)

第4条 国税庁は、前条の基準にのっとり、次の各号に掲げる事項を準則とし、透明性と効率性に配慮しつつ事務を行うものとする。

一 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を図ることについては、次に掲げるところによる。

イ 納税環境の整備

(イ) 申告及び納税に関する法令解釈及び事務手続等について、納税者に分かりやすく的確に周知すること。

(ロ) 納税者からの問い合わせ及び相談に対して、迅速かつ的確に対応すること。

(ハ) 租税の役割及び税務行政について幅広い理解及び協力を得るため、関係省庁等及び国民各層からの幅広い協力及び参加の確保に努めていくこと。

ロ 適正かつ公平な税務行政の推進

(イ) 関係法令を適正に適用すること。

(ロ) 適正申告の実現に努めるとともに、申告が適正でない認められる納税者に対しては的確な調査及び指導を実施することにより誤りを確実に是正すること。

(ハ) 期限内収納の実現に努めるとともに、期限内に納付を行わない納税者に対して滞納処分を執行するなどにより確実に徴収すること。

(ニ) 納税者の正当な権利利益の救済を図るため、不服申立て等に適正かつ迅速に対応すること。

二 酒類業の健全な発達を図ることについては、次に掲げるところによる。

イ 酒類業の経営基盤の安定を図るとともに、醸造技術の研究及び開発並びに酒類の品質及び安全性の確保を図ること。

ロ 酒類に係る資源の有効な利用の確保を図ること。

三 税理士業務の適正な運営の確保を図ることについては、次に掲げるところによる。

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念に沿って、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図るという使命を負っている。これを踏まえ、税理士が申告納税制度の適正かつ円滑な運営に重要な役割を果たすよう、その業務の適正な運営の確保に努めること。

附則

この訓令は、平成13年1月6日から施行する。

別表 (略)

Ⅱ 平成29事務年度 国税庁実績評価実施計画

平成29事務年度の国税庁実績評価実施計画として、次のものを定めます。

1. 計画期間

平成29年7月1日から平成30年6月30日までの1年間

2. 計画期間内において評価の対象となる実績目標等

計画期間内において、評価の対象となる実績目標等は次のとおりです。

なお、各目標の内容等については、15ページ以降に記載しています。

実績目標(大)1	内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収
実績目標(小)1-1	税務行政の適正な執行
実績目標(小)1-2	納税者サービスの充実
業績目標1-2-1	広報・広聴活動等の充実
業績目標1-2-2	相談等への適切な対応
業績目標1-2-3	電子申告等ICTを活用した申告・納税の推進
実績目標(小)1-3	適正な調査・徴収等の実施及び納税者の権利救済
業績目標1-3-1	適正申告の実現及び的確な調査・行政指導の実施
業績目標1-3-2	期限内収納の実現及び滞納の整理促進への取組
業績目標1-3-3	不服申立てへの取組
実績目標(小)1-4	国際化への取組
実績目標(大)2	酒類業の健全な発達の促進
実績目標(大)3	税理士業務の適正な運営の確保

3. 評価の方法

実績評価方式による事後評価

実績目標(大) 1 : 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収**1. 実績目標の内容**

国税庁は、納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現することを使命としています。

このため、納税環境を整備し、適正・公平な税務行政を推進することにより、内国税の適正・公平な賦課及び徴収の実現を図ります。

我が国は、納税者が自ら所得金額や税額を計算し、それに基づいて申告し、納税するという申告納税制度を採用しています。この申告納税制度が適正かつ円滑に機能するためには、納税者に高い納税意識を持っていただくとともに、法律に定められた納税義務を自発的かつ適正に履行していただく必要があります。このため、租税の意義や税法の知識、手続などについて正しく理解していただけるよう納税者の視点に立った広報・広聴、相談等を行うとともに、申告・納税の際の納税者の負担の軽減を図るなど、納税者サービスを充実します。

また、申告納税制度の下において、適正な申告と納税が確保されるためには、納税者の間で課税が適正・公平に行われているとの信頼が確保され、正しい申告と納税を行う意欲が堅持されていくことが不可欠となります。このため、関係法令を適正に適用するなど税務行政を適正に執行するとともに、申告が適正でないと思われる納税者や期限内に納付しない納税者に対しては、的確な調査や滞納処分等を行います。不服申立てに適正・迅速に対応することにより、納税者の正当な権利利益の救済を図ります。

さらに、経済社会のグローバル化等の一層の進展により、国際取引に係る二重課税の問題や租税回避行為などによる「課税の空白」等の問題について、各国税務当局との情報や経験の共有を図り、協力関係を強めることによってこれらの問題に対応していくなど、国際化への取組を推進します。

2. 当該実績目標に係る「実績目標(小)」の設定

実績目標(大) 1については、その細目として、次のとおり4つの目標(実績目標(小) 1-1～1-4)を設定し、これらを通じて評価を行います。4つの実績目標(小)の内容については、それぞれの目標ごとに記載しています。

実績目標(小) 1-1 税務行政の適正な執行

実績目標(小) 1-2 納税者サービスの充実

実績目標(小) 1-3 適正な調査・徴収等の実施及び納税者の権利救済

実績目標(小) 1-4 国際化への取組

3. 実績目標(大) 1に係る参考指標

○参考指標 1 「国税職員の定員の推移」

○参考指標 2 「申告書の提出件数(個人)」

○参考指標 3 「相続税申告書の提出件数」

-
- 参考指標 4 「申告書の提出件数（法人）」
 - 参考指標 5 「収納済税額」
 - 参考指標 6 「徴税コスト」
 - 参考指標 7 「事務改善についての提案件数」
 - 参考指標 8 「非行の予防講話等の実施回数（1 署あたり）」

実績目標(小) 1-1 : 税務行政の適正な執行**1. 実績目標の内容**

申告納税制度の下において、税務行政を円滑に推進するためには、国民の理解と信頼を得ることが基本となることから、適正・公平な課税の実現を図るため、関係法令を適正に適用するとともに事務を迅速に処理するほか、透明性の確保等を図り、守秘義務（用語集参照）を遵守するなどにより、税務行政を適正に執行します。

2. 当該実績目標に係る施策

実1-1-1 関係法令の適正な適用と迅速な処理

実1-1-2 税務行政の透明性の確保及び個人情報の適切な取扱い等

実1-1-3 守秘義務の遵守

実1-1-4 職員研修の充実

実1-1-5 ICT化・業務改革（BPR）の推進

実1-1-6 社会保障・税番号（マイナンバー）制度の定着に向けた取組

3. 目標達成のための取組**(1) 実1-1-1 : 関係法令の適正な適用と迅速な処理****イ 実1-1-1の取組内容**

申告納税制度の下において、税務行政を円滑に機能させるためには、税務行政に対する国民の理解と信頼を得ることが特に重要であることから、適正・公平な課税の実現を図るため、関係法令を適正に適用するとともに、事務に当たっては、適正かつ迅速に処理します。

(イ) 審理事務の的確な実施

経済社会の高度化、複雑化や訴訟型社会の到来等に適切に対応していくため、課税・徴収事案の処理に当たっては、事実認定と法令の解釈・適用を的確に行うことにより、統一性・適法性の確保を図ります。

そのため、納税者と調査担当者との間で見解の相違が存する事案などについては、納税者の主張や調査担当者の把握した事項を整理し、十分な証拠収集等に基づく事実認定と法令適用等を的確に行います。

(ロ) 更正の請求の適正かつ迅速な処理

税額の計算が法律の規定に従っていなかったことや、計算に誤りがあったことにより、税額を過大に申告した場合等の救済手段である更正の請求（用語集参照）の処理に当たっては、事実関係を確認の上、関係法令を適正に適用し、迅速に処理します。

また、更正の請求の提出書類について、引き続き周知等を図ります。

(ハ) 所得税還付金の適正かつ迅速な処理

所得税還付金の支払に当たっては、税制改正の内容（医療費控除の特例の創設等）に留意し、還付申告書の厳正な審査や確実な監査を実施した上で、的確な進行管理を行い、納税者サービスの観点から迅速に処理します。

また、還付申告書への添付書類や還付金支払先の記載に当たっての留意点について、引き続き周知を図ります。

(ニ) 納税証明書の適正かつ迅速な処理

納税証明書（用語集参照）の発行に当たっては、円滑かつ適正な運用を図るために必要な研修を職員に対して行うとともに、証明書の確実な監査を実施するなど正確性を確保しつつ、納税者サービスの観点から迅速に処理します。

(ホ) 酒類の製造及び販売業免許の適正かつ迅速な処理

酒税の円滑な確保を図るため、酒類の製造及び販売には免許制度が設けられており、酒類の製造及び販売業を行うためには免許を受ける必要があります。

免許の申請等に対しては、申請者等の置かれた立場等に配慮した親切かつ丁寧な説明を行います。処理に当たっては、透明性や公平性にも配慮しつつ、酒税法及び法令解釈通達に定める要件・手続に則して適正かつ迅速に処理します。

また、酒類業者の的確な実態把握を行い、長期休業場等については免許の取消処分を行うなど厳正かつ適切な免許管理を行います。

(ハ) 地価動向を的確に反映した路線価等の評定

路線価（用語集参照）等については、納税者の相続税等の申告等の便宜を図るとともに、課税の公平を担保する観点から、毎年定め、これを公開しています。

路線価等の評定に当たっては、①標準地（用語集参照）の適正な配置、②地価情報や地価に大きな影響を与える都市計画の変更等の情報の的確な収集、③固定資産税評価に係る情報の的確な収集、④地価変動の著しい地域等への綿密な現地踏査の実施、⑤精通者等との情報交換等の実施による精度の高い意見価格等の収集等に取り組むことにより、地価動向を確実に把握し、これを的確に反映させます。

□ 実1-1-1に係る測定指標

○ [主要] <定量的>測定指標 実1-1-1-A-1

（「更正の請求」の3か月以内の処理件数割合）

（単位：％）

事務年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度目標値
処理件数割合	98.6	98.6	98.5	N. A.	95

（出所）課税部個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課、消費税室調

（注1）平成28事務年度実績値は、29年7月末までにデータが確定するため、28事務年度実績評価書にて公表する予定です。

（注2）当該目標値は適正な事務処理水準を維持する観点から95%としています。

○ [主要] ≪定量的≫測定指標 実1-1-1-A-2

(所得税還付金の6週間以内の処理件数割合) (単位：%)

事務年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度目標値
処理件数割合	96.0	96.9	96.7	N. A.	95

(出所) 課税部個人課税課、徴収部管理運営課調

(注1) 平成28事務年度実績値は、29年7月末までにデータが確定するため、28事務年度実績評価書にて公表する予定です。

(注2) 当該目標値は適正な事務処理水準を維持する観点から95%としています。

○ [主要] ≪定量的≫測定指標 実1-1-1-A-3

(納税証明書の15分以内の発行割合) (単位：%)

会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度目標値
発行割合	93.2	92.6	92.1	92.3	90

(出所) 徴収部管理運営課調

ハ 実1-1-1に係る参考指標

- 参考指標1 「「更正の請求」の処理件数」
- 参考指標2 「所得税還付申告書提出件数」
- 参考指標3 「酒類の製造及び販売業免許場数の推移」
- 参考指標4 「酒類の製造及び販売業免許の処理件数等」
- 参考指標5 「国税庁ホームページ「路線価図」へのアクセス件数」

(2) **実1-1-2** : 税務行政の透明性の確保及び個人情報の適切な取扱い等

イ 実1-1-2の取組内容

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（情報公開法）等の趣旨を踏まえ、作成・取得した行政文書等を適切に管理し、開示請求等に適切に対応することにより、税務行政の透明性の確保を図ります。

また、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（行政機関個人情報保護法）や行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）等の趣旨を踏まえ、個人の権利利益を保護するため、個人情報を適切に取り扱います。

特に、マイナンバー（個人番号）を含む個人情報については、一層厳格な取扱いが求められることから、引き続き、全職員を対象とした個人情報の保護に関する研修、管理の状況についての点検等を通じて、国税庁が保有する個人情報を適切に取り扱うための留意事項を職員に周知徹底して職員の意識向上を図るとともに、納税者に関する情報を厳正に管理します。

ロ 実1-1-2に係る測定指標

○ [主要] ≪定性的≫測定指標 実1-1-2-B-1

(情報公開法に基づく開示請求等への適切な対応)

情報公開の観点から、国民に開かれた透明性のある税務行政を実現するため、これを指標とします。

○ [主要] ≪定性的≫測定指標 実1-1-2-B-2

(行政機関個人情報保護法及び番号法に基づく個人情報(マイナンバー(個人番号)を含む。)の適切な管理及び開示請求等への適切な対応)

個人情報保護の観点から、個人情報(マイナンバーを含む。)を適切に管理するとともに国民に開かれた透明性のある税務行政を実現するため、これを指標とします。

ハ 実1-1-2に係る参考指標

○参考指標1「情報公開法に基づく開示請求件数等」

○参考指標2「行政機関個人情報保護法に基づく開示請求件数等」

(3) **実1-1-3** : 守秘義務の遵守

イ 実1-1-3の取組内容

税金の計算においては、収入や売上げ、経費の支払など納税者のプライバシーに触れる情報が必要となります。こうした納税者のプライバシーや情報が漏れるようでは、納税者の協力は期待できなくなり、円滑な税務調査に支障が生じかねません。

このため、税務行政の執行に当たっては、職務上知り得た納税者の秘密を漏らすことのないよう、会議や研修等を通じて職員への周知徹底を図ることにより守秘義務を確実に遵守します。

ロ 実1-1-3に係る測定指標

○ [主要] ≪定性的≫測定指標 実1-1-3-B-1

(守秘義務遵守の周知徹底)

税務調査への協力の確保等、税務行政を円滑に執行するためには、納税者の理解と信頼が不可欠であり、守秘義務の遵守の徹底がその基本となるため、これを指標とします。

(4) **実1-1-4** : 職員研修の充実

イ 実1-1-4の取組内容

経済取引の国際化や情報化の進展など、税務行政を取り巻く環境の変化に適切に対応し、納税者の信頼と期待に応えるためには、職員の職務執行能力の維持・向上を図る必要があります。

税務職員は高度な専門的知識が要求されていることから、国税庁では職務遂行に必要な専門的知識・技能を付与し、職員の能力・資質の一層の向上を図るほか、職場の研修ニーズやアンケート調査による受講者の意見等も踏まえながら、研修内容の見直しを行い職員研修の充実を図ります。

□ 実1-1-4に係る測定指標

○ [主要] ≪定性的≫測定指標 実1-1-4-B-1

(アンケート調査による受講者の意見等の把握)

職場の研修ニーズに加えて、アンケート調査により受講者の意見等を把握し、必要に応じて研修内容に反映させることにより、職務遂行に必要な専門的知識・技能を付与し、職員の能力・資質の一層の向上を図り、適正な税務行政を執行していくことが重要であるため、これを指標とします。

ハ 実1-1-4に係る参考指標

○参考指標1 「税務大学校における研修の実施状況」

○参考指標2 「国際化・高度情報化関連研修の実施状況」

(5) **実1-1-5**: ICT化・業務改革(BPR)の推進

イ 実1-1-5の取組内容

税務行政を取り巻く環境は、経済取引の複雑化・広域化、経済社会の国際化・高度情報化の急速な進展に伴い、業務が複雑・困難化するなど、大きく変化しています。こうした状況の下「世界最先端IT国家創造宣言」(平成25年6月閣議決定、平成28年5月改定)や同宣言に基づき策定された「政府情報システム改革ロードマップ」(平成25年12月各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定、平成28年10月改定)及び「政府情報システム投資計画」(各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)(以下「創造宣言等」といいます。)を踏まえ、国税関係システムの安定性・信頼性の確保や運用等経費削減のためのシステム改革及び国民負担の軽減や事務処理の高度化・効率化を図るための業務改革(BPR)に取り組むなど、より付加価値の高いシステムに再構築するための戦略的な取組を推進していきます。

また、国税関係システムは、大量の納税者情報を取り扱うことから、不正利用や情報漏えいの防止には万全の体制で取り組む必要があります。このため、職員は職務上必要な情報しか利用できない仕組みにするとともに、納税者情報を取り扱う職員のパソコンをインターネットから物理的に分離するほか、定期的なセキュリティ監査、標的型メール攻撃に対する訓練、全職員を対象とした情報セキュリティ研修を実施するなど、情報セキュリティの確保を図ります。

□ 実1-1-5に係る測定指標

○ [主要] ≪定性的≫測定指標 実1-1-5-B-1

(ICT化・業務改革(BPR)の推進)

創造宣言等を踏まえた取組を実施することにより、国税関係システムの安定性・信頼性の確保や運用等経費の削減及び国民負担の軽減や事務処理の高度化・効率化が図られるため、これを指標とします。

(6) **実1-1-6**：社会保障・税番号（マイナンバー）制度の定着に向けた取組

イ **実1-1-6**の取組内容

平成25年5月に公布された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号）などに基づき、平成27年10月からマイナンバー（個人番号）及び法人番号が通知され、平成28年1月から順次、社会保障・税・災害対策分野で利用が開始されています。国税分野においても、平成28年1月から、マイナンバー（個人番号）及び法人番号が記載された税務関係書類が提出されるなど、番号の利用が開始されています。

この社会保障・税番号（マイナンバー）制度は、より公平な社会保障制度や税制の基盤であるとともに、情報化社会のインフラとして導入されたものであり、国税庁は、①法人番号の付番機関になるとともに、②マイナンバー（個人番号）及び法人番号の利活用機関になっています。

法人番号の付番機関としては、法人番号の指定・通知・公表業務を的確に実施するほか、法人番号は、マイナンバー（個人番号）と異なり利用範囲に制限がないことから、社会的なインフラとして幅広い分野で利活用されるよう内閣官房等の関係機関と連携を図りつつ、効果的な周知・広報に取り組みます。

マイナンバー（個人番号）及び法人番号の利活用機関としては、マイナポータル（用語集参照）を活用した納税者利便の向上策や所得把握の効率化・適正化の検討など、番号の更なる利活用に向けた取組を進めます。また、引き続き、税務関係書類への番号記載等に関する情報の提供など、国税分野での円滑な番号制度の定着が図られるよう効果的な周知・広報に取り組みます。

ロ **実1-1-6**に係る測定指標

○ [主要] <<定性的>>測定指標 実1-1-6-B-1

（社会保障・税番号（マイナンバー）制度の定着に向けた取組）

社会保障・税番号（マイナンバー）制度において、国税庁は、法人番号の付番機関であるとともに番号の利活用機関であることから、制度の定着に向け、国税庁ホームページ等を活用した効果的な周知・広報を行うとともに、番号の更なる利活用に向けた取組を進めることが重要であるため、これを指標とします。

ハ **実1-1-6**に係る参考指標

○参考指標「国税庁ホームページ「社会保障・税番号（マイナンバー）制度特設ページ」へのアクセス件数」[新]

実績目標(小) 1-2 : 納税者サービスの充実

1. 実績目標の内容

適正申告・納税を推進するため、納税者が、申告・納税を「簡単・便利・スムーズ」に行っていただけるよう、広報活動を充実し、租税に関する啓発活動を推進するとともに、納税者からの問合せや相談に対して迅速・的確に対応するなど、納税者の多様なニーズに的確に対応した納税者サービスを充実します。

また、e-Tax（用語集参照）の一層の普及及び定着を図るなど、電子申告等 I C T（用語集参照）を活用した申告・納税を推進することにより、納税者の負担を軽減し、納税者の満足度を高めます。

2. 当該実績目標に係る「業績目標」の設定

実績目標(小) 1-2については、その細目として、次のとおり3つの目標（業績目標1-2-1～1-2-3）を設定し、これらを通じて評価を行います。3つの業績目標の内容については、それぞれの目標ごとに記載しています。

業績目標 1-2-1 広報・広聴活動等の充実

納税者の視点に立った情報の提供に努めるとともに、租税の役割、納税意識の重要性や税務行政について、広く国民各層の理解・協力を求めます。また、国民の意見・要望等を聴取し、事務の改善に努めます。

業績目標 1-2-2 相談等への適切な対応

問合せや相談に対して迅速かつ的確に対応するとともに、納税者の満足度が向上するよう努めます。

業績目標 1-2-3 電子申告等 I C Tを活用した申告・納税の推進

電子申告等 I C Tを活用した申告・納税の推進を図ることにより、申告・納税の際の納税者の負担を軽減し、納税者の満足度を高めます。

業績目標 1-2-1 : 広報・広聴活動等の充実

納税者の視点に立った情報の提供に努めるとともに、租税の役割、納税意識の重要性や税務行政について、広く国民各層の理解・協力を求めます。また、国民の意見・要望等を聴取し、事務の改善に努めます。

1. 業績目標の内容

申告納税制度が円滑に機能するよう、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) を活用するなど、納税者の申告・納税等に役立つ情報を分かりやすく提供します。

また、租税の役割、納税意識の重要性や税務行政について国民各層からの幅広い理解や協力を得るため、広報・広聴活動を行い、租税教育の充実や公開講座の開設等による租税に関する知識の普及を図るほか、関係民間団体との協調関係の推進などにも取り組みます。

2. 当該業績目標に係る施策

- 業 1-2-1-1 国民各層への広報活動の充実
- 業 1-2-1-2 租税に関する啓発活動
- 業 1-2-1-3 関係民間団体との協調関係の推進
- 業 1-2-1-4 地方公共団体との協力関係の確保
- 業 1-2-1-5 国民の意見や要望への的確な対応等

3. 目標達成のための取組

(1) 業 1-2-1-1 : 国民各層への広報活動の充実

イ 業 1-2-1-1 の取組内容

広く国民各層に対して、租税の意義や役割、申告・納税に関する手続等に関する情報等について、①知りたい情報をいつでも必要な時に入手できること、②分かりやすい表現であること等を基本として、広報媒体の中核である国税庁ホームページの充実を図るなど、的確な広報を行います。

(イ) 国税庁ホームページ

国税庁ホームページは、①各種情報の提供（法令解釈通達、質疑応答事例、文書回答事例等）、②ICT（用語集参照）を活用した申告・納税手続（e-Tax（用語集参照）や確定申告書等作成コーナー（用語集参照）（<https://www.keisan.nta.go.jp>））の窓口など、様々な役割を有していることから、いつでも、誰でも必要な情報に容易にアクセスできるよう案内機能の充実を図るとともに、音声読み上げソフトに対応したページを作成するなど、高齢者や障害のある方も含めた利用者の立場にも配慮しています。さらに、情報発信サービスの一環として、新着情報やメールマガジンの配信を行うほか、YouTubeやTwitterを活用するなど、引き続き、情報提供の充実及び利便性の向上を図り

ます。

(ロ) 国税庁レポート

国税庁における、納税者サービスの充実や適正・公平な課税・徴収の推進などを納税者に分かりやすく説明するため「国税庁レポート」（日本語版・英語版）を作成します。

平成29事務年度においても、引き続き、国民各層のニーズを的確に踏まえた効果的・効率的な情報提供ができるよう、来署者に対して国税の広報活動についてのアンケート調査を行うとともに、外部の専門家の意見を参考にしながら、各種広報活動の充実を図ります。

ロ 業1-2-1-1に係る測定指標

○ [主要] ≪定量的≫測定指標 業1-2-1-1-A-1

(国税の広報に関する評価)

(単位：%)

会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度目標値
上位評価割合	78.9	80.4	80.6	79.3	80

(出所) 長官官房総務課広報広聴室調

(注) 数値は、国税の広報に関するアンケート調査において、「良い」から「悪い」の5段階評価で上位評価（「良い」及び「やや良い」）を得た割合です。

なお、アンケート調査の概要についてはP67に記載しています。

ハ 業1-2-1-1に係る参考指標

- 参考指標1 「国税庁ホームページへのアクセス件数」
- 参考指標2 「国税庁が提供する動画の再生回数」

(2) **業1-2-1-2**：租税に関する啓発活動

イ 業1-2-1-2の取組内容

国民各層に租税の意義や役割、税務行政に対する知識と理解を深めていただくため、国税庁ホームページを活用するなど、情報提供の充実を図るほか、若年層に対する租税教育、一般の方々を対象とした公開講座、講演会等の各種施策を通じて租税に関する啓発活動を行います。

(イ) 租税教育の充実

国税庁では、租税教育は基本的に学校教育の中で充実を図るとともに、社会全体で継続的、段階的に取り組むことが必要との考えの下、納税の義務及び社会生活の基本的な仕組みである租税の意義や役割を正しく理解し、健全な納税者意識を養うことができるよう、租税教育の充実に向けて、租税教室等への講師派遣や学校教育関係者等への研修会等を行うなど、実務的、専門的知見から環境整備や租税教育の補完、支援を図ります。

さらに、租税教育推進関係省庁等協議会（用語集参照）（総務省、文部科学省、国税庁等で構成）を通じて、高等学校、大学等における租税教育の充実などについて継続的に協議し、その協議内容を関係機関へ周知していきます。

A 学校等への講師派遣等

各都道府県に設置した租税教育推進協議会（国、地方公共団体、教育関係者等で構成）を中心に、税理士会（用語集参照）をはじめとする関係民間団体と協議して、学校等からの要請に基づき、租税教室等へ職員や税理士など、要望に沿った者の講師派遣を行うほか、学校の先生方を対象とした講習会を行います。

B 税の作文募集等

高校生を対象として税の作文を募集するほか、全国納税貯蓄組合連合会との共同による中学生を対象とした税の作文募集などを行います。また、国税庁ホームページの「税の学習コーナー」(<https://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/gakushu/index.htm>)では、引き続き、児童・生徒が税に興味を持つきっかけとなるような情報を提供するとともに、学校教育関係者をはじめ、租税教育において講師をされる方々が活用できる租税教育用の教材を掲載します。

(ロ) 税を考える週間の実施

国税庁では、税の啓発活動を効果的・効率的に広報施策を行う観点から、税のキャンペーン週間（税を考える週間）を設け、適正・公平な課税と徴収の実現のための国税庁の取組や租税の意義・役割などに関する情報を国税庁ホームページに掲載するほか、幹部を講師とした講演会を行うなど、集中した広報施策を実施します。

(ハ) 公開講座の開設等による税知識の普及

税務大学校においては、次の施策を実施します。

A 公開講座の開催

税務大学校の有する租税についての教育及び研究機能を活用し、租税に関する知識の普及や納税意識の向上に寄与することを目的として、広く一般の方々向けに、租税の意義や役割、一般的な税の仕組み等に関する公開講座を平成29年11月に和光校舎において開催します。開催に当たっては、幅広い層の方々に聴講していただくため、多様なレベルの講座を用意し、受講希望者のニーズにより近い講座が選択できるよう、国税庁ホームページなどを通じて、講座の概要や講座のレベルを明確にした分かりやすい広報を行います。

B 租税史料の展示等

租税史料室（税務情報センター）では、税に関する貴重な史料を収集・保存するとともに、年間を通じて史料を広く一般の方々に公開しています。

公開に当たっては、団体の研修や小中学生、高校生による歴史学習の場として活用しやすいものとするため、希望に応じて職員による説明を行うなど、利用者のニーズ

に配慮します。

また、国税庁ホームページの税務大学のコーナーでは、租税史料室（税務情報センター）が所蔵する史料をデジタル化して展示しています。

□ 業1-2-1-2に係る測定指標

○ [主要] ≪定量的≫測定指標 業1-2-1-2-A-1

（租税教育に関する評価）

（単位：％）

会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度目標値
上位評価割合	96.8	97.3	97.9	99.1	95

（出所）長官官房総務課広報広聴室調

（注）数値は、租税教育に関するアンケート調査において、「有益である」から「有益でない」の5段階評価で上位評価（「有益である」及び「やや有益である」）を得た割合です。

なお、アンケート調査の概要についてはP67に記載しています。

○ ≪定量的≫測定指標 業1-2-1-2-A-2

（税務大学校における公開講座の満足度（講座の内容））

（単位：％）

会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度目標値
上位評価割合	76.7	80.6	82.5	80.5	80

（出所）税務大学校調

（注）数値は、税務大学校における公開講座のアンケート調査において、「良かった」から「悪かった」の5段階評価で上位評価（「良かった」及び「やや良かった」）を得た割合です。

なお、アンケート調査の概要についてはP67に記載しています。

○ ≪定量的≫測定指標 業1-2-1-2-A-3

（税務大学校における公開講座の満足度（講座のレベル））

（単位：％）

会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度目標値
適正なレベルの割合	81.7	81.7	84.7	81.2	80

（出所）税務大学校調

（注）数値は、税務大学校における公開講座のアンケート調査において、「適正なレベルであった」、「難しすぎた」、「やさしすぎた」の3区分のうち、「適正なレベルであった」が選択された割合です。

なお、アンケート調査の概要についてはP67に記載しています。

○ ≪定量的≫測定指標 業1-2-1-2-A-4

（租税史料室（税務情報センター）見学者の満足度）

（単位：％）

会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度目標値
上位評価割合	96.9	97.4	96.8	96.1	95

（出所）税務大学校調

（注）数値は、租税史料室（税務情報センター）についてのアンケート調査において、「良い」から「悪い」の5段階評価で上位評価（「良い」及び「やや良い」）を得た割合です。

なお、アンケート調査の概要についてはP67に記載しています。

○ [主要] ≪定性的≫測定指標 業1-2-1-2-B-1

（租税に関する啓発活動の集中的な実施） [新]

自発的かつ適正な納税義務の履行のため、納税者に租税の意義・役割や税務行政の現状について深く理解していただくことが重要であることから、これを指標とします。

ハ 業1-2-1-2に係る参考指標

- 参考指標1 「租税教室への講師派遣等の人員」
- 参考指標2 「税の作文の応募編数」
- 参考指標3 「講演会等の開催回数」
- 参考指標4 「税務大学校における公開講座の受講者数」
- 参考指標5 「租税史料室（税務情報センター）の見学者数」
- 参考指標6 「国税庁ホームページ「税務大学校」へのアクセス件数」

(3) **業1-2-1-3**：関係民間団体との協調関係の推進

イ 業1-2-1-3の取組内容

税理士会、日本税務協会（用語集参照）、青色申告会（用語集参照）、法人会（用語集参照）、納税貯蓄組合（用語集参照）、間税会（用語集参照）、納税協会（用語集参照）などの関係民間団体は、各団体が開催する各種説明会等を通じて、適正な申告納税制度の実現や税知識の普及などに大きな役割を果たしています。

このため、これらの関係民間団体との意見交換等を通じ、連携・協調関係の推進を図るとともに、e-Taxの一層の普及及び定着に向けた取組や社会保障・税番号（マイナンバー）制度の定着のための周知・広報への取組など、幅広い広報活動への積極的な協力を求めます。

ロ 業1-2-1-3に係る測定指標

○ [主要] <<定性的>>測定指標 業1-2-1-3-B-1

（関係民間団体との連携・協調関係の推進及び広報活動等の協力要請）

関係民間団体が行う各種説明会や広報活動等は、適正な申告納税制度の実現や税知識の普及などのために大きな役割を果たしており、国税庁が推進する施策への協力を積極的に求めることが重要であるため、これを指標とします。

(4) **業1-2-1-4**：地方公共団体との協力関係の確保

イ 業1-2-1-4の取組内容

地方公共団体との協力については、納税者サービスの向上や国税、都道府県税、市町村税に関する税務行政の効率化を図る観点から、市町村等における申告書の收受、申告説明会の共同開催、税務広報資料の市町村広報誌等への掲載等に関して、地方税務協議会等（用語集参照）での十分な協議を行って実施します。

また、e-Taxの一層の普及及び定着に向けた各種施策の実施や広報・周知に関する協力関係の確保を図るとともに、地方税ポータルシステム（eLTAX）（用語集参照）とのデータ連携については、その連携範囲の拡大に向けて検討を進めます。

□ 業1-2-1-4に係る測定指標

○ [主要] <<定性的>>測定指標 業1-2-1-4-B-1

(地方公共団体との協力関係の確保)

地方公共団体との間で、申告説明会の共同開催や税務広報資料の市町村広報誌等への掲載等に関して、連携・協調を図ることは、納税者サービスの向上や国・地方の税務行政の効率化を図る上で重要であるため、これを指標とします。

ハ 業1-2-1-4に係る参考指標

○参考指標「地方税務協議会等の開催回数」

(5) **業1-2-1-5** : 国民の意見や要望への的確な対応等

イ 業1-2-1-5の取組内容

広く国民各層から、税務行政に対するニーズを的確に把握するため、国税庁、国税局及び税務署の各窓口、国税庁ホームページ等を通じて寄せられた意見・要望等を集約し、関係部署において納税者サービスの向上や事務運営の改善に反映させます。

また、寄せられた意見・要望等に対して、国税庁の取組の状況を公表するなど、国民との双方向の情報交換の推進を図ります。

なお、国税局では、教育関係者や報道関係者等も含め、356名（平成29年度）の方々に国税モニター（用語集参照）を委嘱しており、このモニターの方々から税情報の提供の在り方や国税庁の取組等について、意見を伺い、税務行政に反映させることを通じて、より信頼される税務行政が実現されるよう広聴活動を充実させます。

さらに、職員に対しては、広聴活動の重要性について、会議、研修等の場を通じて周知・徹底を図ります。

□ 業1-2-1-5に係る測定指標

○ [主要] <<定性的>>測定指標 業1-2-1-5-B-1

(国民の意見や要望への的確な対応)

税務行政に対するニーズを的確に把握するとともに、寄せられた意見・要望等を集約し、関係部署において納税者サービスの向上や事務運営の改善に反映させることは、申告納税制度を推進する上で重要であるため、これを指標とします。

ハ 業1-2-1-5に係る参考指標

○参考指標「ホームページに寄せられた意見等の件数」

業績目標 1-2-2 : 相談等への適切な対応

問合せや相談に対して迅速かつ的確に対応するとともに、納税者の満足度が向上するよう努めます。

1. 業績目標の内容

納税者からの問合せや相談に対して、迅速・的確に対応するとともに、申告期限前の照会について文書回答事例を公表するなど、税法の適用等についての予測可能性の向上を図ります。

また、職員の応接態度の向上や利用しやすい税務署を目指して庁舎の環境整備を図ることなどにより、納税者の満足度の向上を図ります。

2. 当該業績目標に係る施策

業 1-2-2-1 納税者からの相談等への適切な対応

業 1-2-2-2 納税者からの苦情等への迅速・適切な対応

業 1-2-2-3 改正消費税法への対応

業 1-2-2-4 改正相続税法への対応

3. 目標達成のための取組

(1) 業 1-2-2-1 : 納税者からの相談等への適切な対応

イ 業 1-2-2-1 の取組内容

(イ) 電話相談センターにおける相談の充実

電話相談については、税に関する一般的な相談を全国の国税局に設置する電話相談センターにおいて集中的に受け付けており、税務相談官が税目別に対応することで、より質の高い迅速な回答に努めるとともに、1件当たりの相談時間の短縮を図り、納税者の利便性の向上に努めます。

このため、税制改正や相談事例に関する研修のほか、応接研修、相談技法の研修を継続的に実施し、税務相談官としての専門知識と応接態度の向上を図ります。

また、電話相談センターを利用した納税者に対して電話相談に関するアンケート調査を行い、その結果を踏まえ、相談事務の向上を図ります。

(ロ) 「タックスアンサー」の充実

国税庁ホームページの「タックスアンサー」では、定型的な税に関する情報の提供を行っています。

納税者に対して税に関する情報をよりの確に提供できるよう、税制改正を踏まえた回答文の改訂を確実にを行うとともに、電話相談センターに数多く寄せられた定型的な相談の中からニーズの高いものを追加することにより、内容の整備・充実を図ります。

(ハ) 来署納税者への適切な対応

来署した納税者が一般的な税に関する相談を行う場合には、一つの窓口で対応し、来署した納税者の利便性の向上を図ります。また、相談内容が申告又は納税に直結しており、書類や事実関係を具体的に確認する必要がある個別の相談である場合には、納税者本人又は納税者の委任を受けた税理士から事前に予約をいただいた上で、納税者の事情に応じて適切に対応します。

また、来署した納税者に対して、職員の応接態度や税務署内の案内表示、設備の利用のしやすさ等の項目について、アンケート調査を行います。納税者が何を求めているのか、調査結果を分析して有効に活用することで、好感度が向上するよう取り組みます。

(ニ) 説明会による情報の提供等

申告と納税に必要な法令解釈や事務手続を正しく理解していただくため、地方公共団体や関係民間団体との協調関係を推進することにより、確定申告に関する各種説明会、改正税法の説明会、年末調整説明会等を開催し情報を提供します。

なお、事業所得者等に記帳・帳簿等保存制度が定着するよう、引き続き地方公共団体や関係民間団体との連携・協調を図りながら、記帳説明会の実施等により制度の周知を図ります。

また、納税者が正確な記帳に基づく適正な申告を可能にするため、自ら記帳できる能力（自計能力）を習得できるよう記帳指導を行うとともに、あらゆる機会を捉えて、青色申告制度（用語集参照）の説明を行い、その普及を図ります。

(ホ) 事前照会への的確な対応

納税者が実際に行う取引等に関して税務上の取扱いが明らかでない事項については、納税者サービスの一環として、税務署などで事前の照会に応じ回答するとともに、参考となるものについては「質疑応答事例」として国税庁ホームページに掲載しています。

また、事前照会のうち文書による回答を求める旨の申出があった場合で一定の要件を満たすときには、文書による回答を行うとともに（文書回答手続）、その照会・回答内容を国税庁ホームページに掲載しています。

平成29事務年度においても、納税者の予測可能性の向上といった観点から、①文書回答手続について、引き続きその利用促進に向けた積極的な広報活動に取り組むとともに迅速かつ的確に対応し、②「質疑応答事例」について、税制改正や照会事案などを踏まえ、掲載事例の一層の充実を図ります。

(ハ) 確定申告期における対応

A 確定申告会場における対応

確定申告期においては、確定申告会場に「確定申告書等作成コーナー」（用語集参照）が利用できるパソコンを配備し、来署される納税者に、パソコン操作による計算誤りのない申告書作成及びe-Tax（用語集参照）による申告書の提出など、ICT（用

語集参照) を利用した申告の利便性を実感いただくとともに、翌年以降の自宅等からのICT申告への推進を図ります。

また、パソコン操作が不慣れな方などに対して、的確な助言を行うための操作補助者を適切に配置するなど円滑な申告・納税ができるよう、適切な相談体制を構築します。

B 確定申告期における電話相談体制の充実

確定申告に関する電話相談に適切に対応するため、確定申告期においては、税務相談室の電話相談センターに加え、確定申告電話相談センターを設置します。

確定申告電話相談センターでは、確定申告会場の場所、開設時期といった問合せや確定申告書などの送付依頼といった税務相談以外の質問等については、オペレーターを活用して効率化を図り、また、税務相談については、税理士や職員が多岐にわたる相談にきめ細かな対応を行うことで納税者サービスの向上を図ります。

C 閉庁日における申告相談等の実施

「申告相談が平日だけの対応では困る、閉庁日(用語集参照)にも対応してほしい。」という納税者からの声を受けて、確定申告期間中の日曜日に2回、一部の税務署で、申告相談や申告書の受付を行います。

□ 業1-2-2-1に係る測定指標

○ [主要] <定量的>測定指標 業1-2-2-1-A-1

(電話相談センターにおける10分以内の相談割合) (単位: %)

会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度目標値
相談割合	97.0	97.7	97.8	98.3	95

(出所) 長官官房税務相談官調

(注) 当該目標値は適正な事務処理水準を維持する観点から95%としています。

○ <定量的>測定指標 業1-2-2-1-A-2

(電話相談センターにおける電話相談の満足度) (単位: %)

会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度目標値
上位評価割合	94.7	95.0	95.0	95.1	95

(出所) 長官官房税務相談官調

(注) 数値は、電話相談に関するアンケート調査において、「良い」から「悪い」の5段階評価で上位評価(「良い」及び「やや良い」)を得た割合です。

なお、アンケート調査の概要についてはP67に記載しています。

○ [主要] <定量的>測定指標 業1-2-2-1-A-3

(税務署における面接相談の満足度) (単位: %)

会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度目標値
上位評価割合	87.7	87.6	91.5	92.2	90

(出所) 長官官房総務課、課税部課税総括課、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課、消費税室、資産評価企画官、徴収部管理運営課、徴収課調

(注) 数値は、来署納税者へのアンケート調査において、「良い」から「悪い」の5段階評価で上位評価（「良い」及び「やや良い」）を得た割合です。

なお、アンケート調査の概要についてはP68に記載しています。

○《定量的》測定指標 業1-2-2-1-A-4

(職員の応接態度の好感度)

(単位：%)

会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度目標値
上位評価割合	84.3	84.6	90.3	90.7	90

(出所) 長官官房総務課調

(注) 数値は、来署納税者へのアンケート調査において、「良い」から「悪い」の5段階評価で上位評価（「良い」及び「やや良い」）を得た割合です。

なお、アンケート調査の概要についてはP68に記載しています。

○《定量的》測定指標 業1-2-2-1-A-5

(税務署内の案内表示、受付・窓口の利用満足度)

(単位：%)

会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度目標値
上位評価割合	77.7	78.1	86.6	86.9	85

(出所) 長官官房総務課調

(注) 数値は、来署納税者へのアンケート調査において、「良い」から「悪い」の5段階評価で上位評価（「良い」及び「やや良い」）を得た割合です。

なお、アンケート調査の概要についてはP68に記載しています。

○《定量的》測定指標 業1-2-2-1-A-6

(税務署内の設備の利用満足度)

(単位：%)

会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度目標値
上位評価割合	66.9	67.2	77.0	77.1	75

(出所) 長官官房総務課調

(注) 数値は、来署納税者へのアンケート調査において、「良い」から「悪い」の5段階評価で上位評価（「良い」及び「やや良い」）を得た割合です。

なお、アンケート調査の概要についてはP68に記載しています。

○《定量的》測定指標 業1-2-2-1-A-7

(文書回答手続による事前照会に対する3か月以内の処理件数割合)

(単位：%)

会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度目標値
処理件数割合	98.8	97.7	96.6	98.5	95

(出所) 課税部審理室調

(注1) 処理期間の計算に当たっては、審査に必要な追加的資料の提出や照会文書の補正に要した期間を除いています。

(注2) 当該目標値は適正な事務処理水準を維持する観点から95%としています。

ハ 業1-2-2-1に係る参考指標

○参考指標1 「電話相談センターの相談件数」

○参考指標2 「国税庁ホームページ「タックスアンサー」へのアクセス件数」

- 参考指標3「各種説明会の開催回数・参加人員」
- 参考指標4「記帳指導を受けた者の自計能力を習得した割合」
- 参考指標5「所得税青色申告承認者数」
- 参考指標6「文書回答手続による事前照会の受付件数」
- 参考指標7「質疑応答事例のホームページへの掲載件数等」
- 参考指標8「確定申告期の申告相談等件数」
- 参考指標9「確定申告期におけるICTを活用した申告書の提出件数（所得税、個人事業者の消費税、贈与税）」
- 参考指標10「所得税確定申告書の郵送提出割合」
- 参考指標11「閉庁日における相談件数（所得税）」

(2) **業1-2-2-2**：納税者からの苦情等への迅速・適切な対応

イ 業1-2-2-2の取組内容

税務行政に対する納税者の理解と信頼を確保するためには、寄せられた苦情等に対して、迅速かつ適切に対応していくことが不可欠であるとの認識の下、納税者の視点に立って、誠実な態度で接することを基本とし、短期間での処理（原則として3日以内処理）を図っていきます。

納税者から寄せられた様々な苦情等に対しては、納税者支援調整官が、適正かつ円滑に納税義務を履行するために必要な助言及び教示並びに調整を行うなど、適切な対応に努めていきます。

なお、寄せられた苦情等については、関係部署と協議し、納税者サービスの向上や事務運営の改善につなげます。

ロ 業1-2-2-2に係る測定指標

○ [主要] <<定量的>>測定指標 業1-2-2-2-A-1

(苦情の3日以内の処理件数割合)

(単位：%)

会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度目標値
処理件数割合	86.6	86.1	92.0	94.5	90

(出所) 長官官房総務課調

(注) 平成27年度の実績値からは、納税者の都合により3日以内に処理できなかったものを除いて算出しています。

(3) **業1-2-2-3**：改正消費税法への対応

イ 業1-2-2-3の取組内容

事業者が軽減税率制度を含む改正消費税法について十分理解できるよう、周知・広報、指導、相談等といった種々の施策を適切に実施します。

また、消費税転嫁対策特別措置法に盛り込まれた総額表示義務の特例や転嫁拒否等に関する相談についても、関係府省庁と連携して適切に対応するとともに、酒類業の所管官庁として、酒類業者に対して、同法の規定に違反する行為等の防止・是正について必要な指

導や助言を行うほか、酒類業者が転嫁拒否等の行為又は消費税は転嫁していない旨の表示等を行っていると思われる場合は、速やかに調査を実施し、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保を図ります。

これらを踏まえ、事業者からの軽減税率制度を含む改正消費税法に関する相談等に対しては、適切かつ丁寧に対応します。

□ 業1-2-2-3に係る測定指標

○ [主要] ≪定性的≫測定指標 業1-2-2-3-B-1

(改正消費税法に関する相談等への適切な対応)

事業者が軽減税率制度を含む改正消費税法について十分理解できるよう、適切かつ丁寧な相談対応を行うとともに、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保に向けた政府全体の取組について、関係府省庁と連携して適切に対応することは、国民の理解を得て税務行政を円滑に推進する上で重要であるため、これを指標とします。

ハ 業1-2-2-3に係る参考指標

○参考指標「改正消費税法等に関する相談件数」

(4) **業1-2-2-4** : 改正相続税法への対応

イ 業1-2-2-4の取組内容

平成27年1月1日以後に相続等により取得した財産に係る相続税については、基礎控除額の引下げなどの改正が行われたことから、納税義務者が増加しています。

納税者が改正内容や相続税の仕組み等を十分に理解して、自ら適正な申告・納付ができるよう、引き続き、広報・相談に取り組みます。

□ 業1-2-2-4に係る測定指標

○ [主要] ≪定性的≫測定指標 業1-2-2-4-B-1

(改正相続税法に関する広報の充実等)

納税者が改正内容や相続税の仕組み等を十分に理解できるよう、国税庁ホームページ等を活用した広報の充実を図るとともに、相談に対して、適切かつ丁寧に対応することは、適正申告の実現を図る上で重要であるため、これを指標とします。

ハ 業1-2-2-4に係る参考指標

○参考指標「国税庁ホームページ「相続税・贈与税特集」へのアクセス件数」

業績目標 1-2-3 : 電子申告等 ICT を活用した申告・納税の推進

電子申告等 ICT を活用した申告・納税の推進を図ることにより、申告・納税の際の納税者の負担を軽減し、納税者の満足度を高めます。

1. 業績目標の内容

e-Tax（用語集参照）や国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」（用語集参照）など ICT（用語集参照）を活用した申告・納税の推進を図り、納税者の負担を軽減し、納税者の満足度を高めます。

e-Taxについては、税務署に赴くことや申告書を送付することなく国税関係手続を行うことが可能になるなど納税者の利便性が向上します。また、申告書の入力事務が削減されるとともに申告書の保管・管理が不要となるなど、税務行政の効率化にも寄与するものです。

「確定申告書等作成コーナー」については、計算誤りのない申告書の作成ができるほか、e-Tax で送信もできるため、納税者の利便性が向上するとともに、税務行政の効率化にもつながります。なお、税務署等の相談会場にいられた方に対しては、設置しているパソコンを利用していただくことにより同様の効果が得られるほか、さらに翌年度以降の自宅等からの ICT 申告の利用拡大につながるものです。

国税庁では、電子行政推進に関する政府全体の方針に基づき、利用環境の改善のため、関係府省と緊密な連携を図りつつ、各種施策を強力に推し進めるとともに、引き続き積極的な広報・周知に取り組み、ICT を活用した申告・納税の一層の普及及び定着を図ります。

2. 当該業績目標に係る施策

業 1-2-3-1 e-Tax の普及と利用満足度の向上（成果重視事業（用語集参照））

業 1-2-3-2 国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」の利用促進

3. 目標達成のための取組

(1) **業 1-2-3-1** : e-Tax の普及と利用満足度の向上（成果重視事業）

イ 業 1-2-3-1 の取組内容

e-Tax については、政府全体で推進する電子政府の構築に向けた取組の一環として、平成 16 年 6 月から全国で運用を開始し、以来、より多くの納税者に利用していただけるよう e-Tax で提出された還付申告書の処理期間の短縮や一定の添付書類の提出省略などに取り組み、平成 26 年度からは「オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針」（各府省情報統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき、平成 26 年 9 月に財務省において決定された「財務省改善取組計画」に従い、一定の添付書類のイメージデータ（PDF 形式）による提出を可能としたほか、e-Tax の受付日の拡大など更なる利便性の向上を図りました。また、納税者への積極的な広報・周知や税理士会（用語集参照）などの関係民間団体等に対する協力要請を行い、普及及び定着に向けて取り組んできました。

上記事項に引き続き取り組むとともに「世界最先端IT国家創造宣言」（平成25年6月閣議決定、平成28年5月改定）において「IT利活用の裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプラン」（平成25年12月20日IT総合戦略本部決定）が改定されることとされており、これを踏まえて財務省において策定予定の新たな計画に基づき、e-Taxの更なる利便性向上や広報・周知など、一層の普及及び定着に向けて取り組みます。

電子納税（用語集参照）については、税務署や金融機関の窓口に赴くことなく納税手続が行えることから、納付回数が多い源泉徴収義務者などを中心に積極的な働き掛けを行うなど利用拡大を図ります。

また、e-Taxの利用に関するアンケート調査を実施し、寄せられた意見・要望に基づいたシステムの機能や運用の改善などを行い、利用満足度の一層の向上を図ります。

e-Taxは、書面で提出された申告と比較して、申告書の收受・入力事務の削減や申告書の印刷・郵送費用の削減など直接的な効果があるほか、文書管理コストの低減など間接的な効果も期待できることから、e-Taxの一層の普及及び定着に向けて取り組み、税務行政の効率化を図ります。

□ 業1-2-3-1に係る測定指標

○ [主要] <定量的>測定指標 業1-2-3-1-A-1

（e-Taxの利用状況（公的個人認証の普及割合等に左右される国税申告2手続））

（単位：％）

会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度目標値
利用率	51.9	53.0	52.5	N. A.	増加

（出所）長官官房企画課情報技術室調

（注1）当指標は、改善取組計画における改善促進手続のうち、公的個人認証（用語集参照）の普及割合等の外的要因に左右される国税申告手続（所得税及び消費税（個人））について算出したものです。

（注2）上記2手続に係る平成28年度の総申告件数は、29年7月末頃に確定するため、28年度の利用率は、国税庁ホームページにおいて8月頃公表するとともに、28事務年度実績評価書に掲載予定です。

（注3）29年度以降を対象期間とした新たな計画については、今後策定予定のため、29年度の目標値を「増加」としました。

○ [主要] <定量的>測定指標 業1-2-3-1-A-2

（e-Taxの利用状況（法人税申告等上記以外の国税申告4手続））

（単位：％）

会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度目標値
利用率	66.9	71.0	74.3	N. A.	増加

（出所）長官官房企画課情報技術室調

（注1）当指標は、改善取組計画における改善促進手続のうち、上記以外の国税申告手続（法人税、消費税（法人）、酒税及び印紙税）について算出したものです。

（注2）上記4手続に係る平成28年度の総申告件数は、29年7月末頃に確定するため、28年度の利用率は、国税庁ホームページにおいて8月頃公表するとともに、28事務年度実績評価書に掲載予定です。

（注3）29年度以降を対象期間とした新たな計画については、今後策定予定のため、29年度の目標値を「増加」としました。

○ [主要] <定量的>測定指標 業1-2-3-1-A-3

（e-Taxの利用状況（申請・届出等9手続））

（単位：％）

会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度目標値
利用率	57.7	58.4	61.7	N. A.	増加

(出所) 長官官房企画課情報技術室調

(注1) 当指標は、改善取組計画における改善促進手続のうち、申請・届出等手続（法定調書（7手続）、納税証明書（用語集参照）の交付請求及び電子申告・納税等開始届出）について算出したものです。

(注2) 上記9手続に係る平成28年度の総申請等件数は、29年7月末頃に確定するため、28年度の利用率は、国税庁ホームページにおいて8月頃公表するとともに、28事務年度実績評価書に掲載予定です。

(注3) 29年度以降を対象期間とした新たな計画については、今後策定予定のため、29年度の目標値を「増加」としました。

○《定量的》測定指標 業1-2-3-1-A-4

（ICT活用率（所得税申告及び消費税申告（個人））） (単位：%)

会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度目標値
ICT活用率	68.8	71.8	73.7	N. A.	増加

(出所) 課税部個人課税課、資産課税課調

(注1) ICT活用率は、総申告件数のうち、自宅等でインターネット環境を利用して申告書を作成した件数（書面提出分を含みます。）の割合を示します。

(注2) 当指標は、改善取組計画における改善促進手続のうち、国税申告手続（所得税及び消費税（個人））について算出したものです。

(注3) 上記2手続に係る平成28年度の総申告件数は、29年7月末頃に確定するため、28年度実績値は、国税庁ホームページにおいて8月頃公表するとともに、28事務年度実績評価書に掲載予定です。

(注4) 29年度以降を対象期間とした新たな計画については、今後策定予定のため、29年度の目標値を「増加」としました。

○《定量的》測定指標 業1-2-3-1-A-5

（e-Taxの利用満足度） (単位：%)

会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度目標値
上位評価割合	73.3	74.2	74.0	N. A.	増加

(出所) 長官官房企画課情報技術室調

(注1) 数値は、e-Taxに関するアンケート調査において、「とても良い」から「非常に良くない」などの5段階評価で上位評価（「とても良い」及び「やや良い」など）を得た割合です。

なお、アンケート調査の概要についてはP68に記載しています。

(注2) 平成28年度実績値は、29年7月末頃にデータが確定するため、国税庁ホームページにおいて8月頃公表するとともに、28事務年度実績評価書に掲載予定です。

(注3) 29年度以降を対象期間とした新たな計画については、今後策定予定のため、29年度の目標値を「増加」としました。

○《定量的》測定指標 業1-2-3-1-A-6

（オンライン申請の受付1件当たりの費用） (単位：円)

会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度目標値
受付1件当たりの費用	433	432	354	N. A.	減少

(出所) 長官官房会計課、企画課情報技術室調

(注1) 数値は、年間運用経費・その他広報等経費及び1年当たりの整備経費の合計額をオンライン申請件数で除して算出したものです。

(注2) 平成28年度実績値は、29年7月末頃にデータが確定するため、国税庁ホームページにおいて8月頃公表するとともに、28事務年度実績評価書に掲載予定です。

(注3) 29年度以降を対象期間とした新たな計画については、今後策定予定のため、29年度の目標値を「減少」としました。

○《定量的》測定指標 業1-2-3-1-A-7

(国税申告手続の事務処理時間(所得税、法人税及び消費税)) (単位:時間)

会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度目標値
事務処理時間	918,000	892,000	888,000	N. A.	減少

(出所) 長官官房企画課情報技術室、課税部個人課税課、法人課税課、徴収部管理運営課調

(注1) 数値は、国税申告手続(所得税、法人税及び消費税)について、書面申告の事務処理時間(収受、入力、編てつ及び廃棄)を示します。

(注2) 平成28年度実績値は、29年7月末頃にデータが確定するため、国税庁ホームページにおいて8月頃公表するとともに、28事務年度実績評価書に掲載予定です。

(注3) 29年度以降を対象期間とした新たな計画については、今後策定予定のため、29年度の目標値を「減少」としました。

ハ 業1-2-3-1に係る参考指標

○参考指標1「オンライン利用件数(国税関係改善促進手続)」

○参考指標2「オンライン利用件数(贈与税申告)」

○参考指標3「電子納税による納付状況」

(2) **業1-2-3-2**: 国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」の利用促進

イ 業1-2-3-2の取組内容

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」は、画面の案内に従って金額等を入力すれば、所得金額や税額が自動計算され、計算誤りのない申告書が作成できるほか、作成した申告書のe-Taxによる送信も可能となっており、e-Taxをはじめとする自宅等からのICT申告の利用拡大につながるものです。

平成29年分の確定申告においても、引き続き「確定申告書等作成コーナー」を利用した、自宅等からのICT申告の推進を図ります。

また、利用者からの意見や外部有識者からの使いやすさに関する調査における改善意見を踏まえつつ、納税者の利便性向上に資する機能改善に取り組むことにより、利用満足度の一層の向上を図ります。

ロ 業1-2-3-2に係る測定指標

○ [主要] 《定量的》測定指標 業1-2-3-2-A-1

(国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」の利用満足度) (単位:%)

会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度目標値
上位評価割合	83.1	83.6	85.1	87.9	増加

(出所) 課税部個人課税課調

(注1) 数値は、サービス提供全般に関する評価について、「とても役立つ」から「全く役に立たない」の5段階評価で上位評価(「とても役立つ」及び「どちらかといえば役立つ」)を得た件数から、使い勝手に関する評価が低位である件数を減算して評価割合を算出しています。なお、アンケート調査の概要についてはP69に記載しています。

(注2) 平成29年度以降を対象期間とした新たな計画については、今後策定予定のため、29年度の目標値を「増加」としました。

実績目標(小) 1-3 : 適正な調査・徴収等の実施及び納税者の権利救済

1. 実績目標の内容

適正申告の実現及び期限内収納の実現に努めるとともに、納税者の権利利益の保護を図りつつ、的確な調査・徴収等を行います。

また、適正な税務行政の執行を担保する上で重要な役割を果たしている不服申立てについては、適正・迅速に対応することにより、納税者の正当な権利利益の救済を図ります。

2. 当該実績目標に係る「業績目標」の設定

実績目標(小) 1-3については、その細目として、次のとおり3つの目標(業績目標1-3-1～1-3-3)を設定し、これらを通じて評価を行います。3つの業績目標の内容については、それぞれの目標ごとに記載しています。

業績目標 1-3-1 適正申告の実現及び的確な調査・行政指導の実施

〔 適正申告の実現に努めるとともに、申告が適正でないと認められる納税者に対しては、的確な調査・行政指導を実施することにより誤りを是正します。 〕

業績目標 1-3-2 期限内収納の実現及び滞納の整理促進への取組

〔 期限内収納の実現に努めるとともに、期限内に納付を行わない納税者に対して滞納処分を執行するなどにより徴収します。 〕

業績目標 1-3-3 不服申立てへの取組

〔 不服申立てに適正・迅速に対応し、納税者の正当な権利利益の救済を図ります。 〕

業績目標 1-3-1 : 適正申告の実現及び的確な調査・行政指導の実施

適正申告の実現に努めるとともに、申告が適正でないと認められる納税者に対しては、的確な調査・行政指導を実施することにより誤りを是正します。

1. 業績目標の内容

適正申告の実現を図るため、有効な資料情報の収集を行うとともに、効果的・効率的な事務運営を推進し、申告が適正でないと認められる納税者に対して、的確な調査・行政指導を実施します。

また、社会・経済状況の変化に的確に対応するため、国際化、高度情報化の進展などを背景とした新たな分野への対応を行います。

2. 当該業績目標に係る施策

業 1-3-1-1 有効な資料情報の収集

業 1-3-1-2 的確な調査事務の運営

業 1-3-1-3 社会・経済状況に対応した調査への取組

業 1-3-1-4 悪質な脱税者に対する査察調査の実施

3. 目標達成のための取組

(1) 業 1-3-1-1 : 有効な資料情報の収集

イ 業 1-3-1-1 の取組内容

資料情報は、適正・公平な課税を実現するために必要不可欠なものであることから、法律で提出が義務付けられている調書（法定資料（用語集参照））の適正な提出を確保するための方策を講ずるほか、経済取引の国際化、高度情報化等の進展や不正形態の変化に常に着目し、新たな取引形態などに係る有効な資料情報を積極的に収集します。

(イ) 法定資料

法定資料の提出義務者に対しては、あらゆる機会を通じて広報活動を行い、早期提出を指導するとともに、必要に応じて法定監査を行うなど、適正な提出の確保を図ります。

(ロ) 法定資料以外の資料情報

法定資料以外の資料情報（用語集参照）については、活用効果を意識して効果的かつ効率的に収集するとともに、経済取引の国際化、高度情報化等の進展や不正形態の変化に常に着目し、新たな資産運用手法や取引形態等の把握・解明を通じ、有効な資料情報を積極的に収集します。

ロ 業 1-3-1-1 に係る測定指標

○ [主要] <定性的>測定指標 業1-3-1-1-B-1

(有効な資料情報の収集)

法定資料の適正な提出の確保策を講ずるほか、社会・経済状況の変化に対応した有効な資料情報を収集することは、適正・公平な課税の実現を図る上で重要であるため、これを指標とします。

ハ 業1-3-1-1に係る参考指標

○参考指標「資料情報の収集枚数」

(2) **業1-3-1-2** : 的確な調査事務の運営

イ 業1-3-1-2の取組内容

(イ) 効果的・効率的な事務運営の推進

税務行政を取り巻く環境がますます厳しくなる中で、国外への資産移転等により税負担を免れるような課税困難事案や大口・悪質な不正事案等には、より重点的に事務量を投下していく必要があります。

このような状況の下、適正・公平な課税を維持していくため、ICT（用語集参照）化・外部委託化などの推進により、可能な限り調査事務量を確保するとともに、深度ある税務調査と書面でのお尋ねなどの簡易な接触を適切に組み合わせて実施することにより、効果的・効率的な事務運営を推進します。

(ロ) 調査の際に配慮する事項

A 納税者の負担軽減等

所得税や法人税の調査を実施する際には、併せて消費税、源泉所得税等の他税目も同時に調査を実施するほか、できるだけ迅速に進めるなど、納税者の負担軽減と調査の効率性に配慮します。

B 調査の際の指導等

調査の際には、誤りを指導してそれを是正するだけにとどまらず、調査を契機に納税者が税務知識を深め、将来にわたって自主的に適正な申告と納税ができるよう、その内容を納税者に分かりやすく説明し、理解が得られるよう配慮します。

ロ 業1-3-1-2に係る測定指標

○ [主要] <定量的>測定指標 業1-3-1-2-A-1

(調査関係事務の割合)

(単位：%)

事務年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度目標値
割合	62.5	62.9	63.3	N.A.	60

(出所) 課税部課税総括課、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課、消費税室調

(注1) 数値は、賦課事務（調査課分を除く。）に従事する職員の事務処理日数を事務の態様別に集計し、その合計日数のうち、調査関係事務に従事した日数の占める割合です。

(注2) 「調査関係事務」とは、①実地調査（納税者の事務所等に臨場して帳簿書類等により申告内容を確認

する事務)や、実地調査以外の調査(納税者に来署を依頼し帳簿書類等の提出を求めて申告内容を確認する事務)のほか、②行政指導として行う事務(提出された申告書に計算誤り等があるのではないかと思料される場合に自発的な見直しを要請する事務や、申告内容の確認等に活用する資料情報を任意で収集する事務等)などをいいます。

(注3)平成28事務年度実績値は、29年7月末までにデータが確定するため、28事務年度実績評価書にて公表する予定です。

○ [主要] <定量的>測定指標 業1-3-1-2-A-2

(調査関係事務の割合(調査課分))

(単位:%)

会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度目標値
割合	85.9	85.8	86.1	86.1	85

(出所) 調査査察部調査課調

(注1) 数値は、賦課事務(調査課分)に従事する職員の事務処理日数を事務の態様別に集計し、その合計日数のうち、調査関係事務に従事した日数の占める割合です。

(注2) 調査課は、大法人(原則、資本金1億円以上の法人)の申告等に係る相談・指導・調査を行っています。

ハ 業1-3-1-2に係る参考指標

○参考指標1 「税務調査等の件数及び追徴税額等」

○参考指標2 「調査課所管法人(用語集参照)に係る税務調査件数及び税務調査等に基づく追徴税額等」

○参考指標3 「所得税の1件当たりの申告漏れ所得金額」

○参考指標4 「相続税の1件当たりの申告漏れ課税価格」

○参考指標5 「法人税の1件当たりの申告漏れ所得金額」

○参考指標6 「消費税の1件当たりの追徴税額」

(3) **業1-3-1-3**: 社会・経済状況に対応した調査への取組

イ 業1-3-1-3の取組内容

(イ) 大口・悪質な不正事案等への的確な対応

社会・経済状況の変化を的確に把握した上で、大口・悪質な不正事案等に対しては、その事案に応じた適切な調査体制を編成し、的確かつ深度ある調査を行います。

高額な所得が見込まれるが申告額が少なかったり、申告義務があるにもかかわらず申告書を提出していない納税者の存在は、自主的に適正な申告・納税を行っている納税者に強い不公平感をもたらすことから、申告納税制度の下、そのような事案には、積極的に実態把握・調査を実施し、的確かつ厳正な課税処理を行います。

また、消費税については、無申告や不正還付への対応を含め、その調査、還付申告の処理等を的確かつ厳正に行います。

(ロ) 国際化、高度情報化への的確な対応

国際取引や電子商取引など国税当局による把握が困難な事案に対して、国税局と税務署の関係部署が一体となって組織横断的な情報収集・実態解明等を実施し、的確かつ深度ある調査を行います。

特に、各国の税制の差異や租税条約（用語集参照）の違いを巧みに利用して租税負担を軽減する国際的な租税回避行為については、主要な国税局に設置している国際担当の統括国税実査官等を中心として、情報収集・実態解明に取り組みます。その結果、課税上の問題があると認められる場合には、租税条約等による各国税務当局との情報交換（用語集参照）制度を活用するなどして、綿密な調査を行い厳正に対処するとともに、必要に応じて、制度整備のための情報提供も行っていきます。

国税庁では、国際課税の取組の現状と今後の方向を取りまとめた「国際戦略トータルプラン」を平成28年10月に公表しており、国際的租税回避などに適切に対処していくこととしています。

なお、移転価格税制（用語集参照）については、その適用基準や執行方針の明確化を図るとともに、事前確認（用語集参照）についても、事前相談の利用環境の整備、事務の効率化等を行い、適切に対応します。

(ハ) 大法人に対する的確な対応

国税局調査部（課）が所管する大法人は、我が国経済に占めるウェイトが大きく、それぞれの業界や地域経済に及ぼす影響も大きいことから、これら大法人の税務コンプライアンスの維持・向上を通じて、税務行政全体における適正・公平な課税の実現を図っていく必要があります。

大法人の税務コンプライアンスの維持・向上には、的確な調査を行うほか、税務に関するコーポレートガバナンス（用語集参照）の充実が重要であることから、関係団体等における説明会を実施し、その充実を働き掛けるとともに、調査の機会を利用して、税務に関するコーポレートガバナンスの状況を確認した上、調査終了時に経営責任者等と意見交換を図るなど、その充実に向けた取組を推進します。

税務に関するコーポレートガバナンスの状況が良好と認められた法人については、一般に国税当局と見解の相違が生じやすい取引等の自主開示を受けその適正処理を確認するという事前の信頼関係を構築した上で、次回調査までの間隔を延長し、より調査必要度の高い法人へ調査事務量を重点的に配分することにより、納税者の負担軽減と適正・公平な課税の実現を図っていきます。

また、「申告書の自主点検と税務上の自主監査」に関する確認表の活用を推進し、自発的な適正申告を支援します。

□ 業1-3-1-3に係る測定指標

○ [主要] <定性的>測定指標 業1-3-1-3-B-1

(大口・悪質な不正事案等への的確な対応)

高額な所得が見込まれるが申告額が少なかったり、申告義務があるにもかかわらず申告書を提出していない納税者の存在は、自主的に適正な申告・納税を行っている納税者に強い不公平感をもたらすことから、そうした事案に対して的確な調査等を行うことは、適正・公平な課税の実現を図る上で重要であるため、これを指標とします。

○ [主要] ≪定性的≫測定指標 業1-3-1-3-B-2

(国際化・高度情報化への的確な対応)

国際取引や電子商取引など国税当局による把握が困難な事案に対して、国税局と税務署の関係部署が一体となって組織横断的な情報収集・実態解明等を実施し、的確かつ深度ある調査を行うことは、適正・公平な課税の実現を図る上で重要であるため、これを指標とします。

○ ≪定性的≫測定指標 業1-3-1-3-B-3

(大法人に対する的確な対応)

大法人は、我が国経済に占めるウェイトが大きく、それぞれの業界や地域経済に及ぼす影響も大きいことから、これら大法人の税務コンプライアンスの維持・向上を目的とした税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた自発的な取組を推進することは、税務行政全体における適正・公平な課税の実現を図る上で重要であるため、これを指標とします。

ハ 業1-3-1-3に係る参考指標

- 参考指標1 「海外取引を行っている者に係る申告漏れ所得金額（所得税）」
- 参考指標2 「海外資産に係る申告漏れ課税価格（相続税）」
- 参考指標3 「海外取引等に係る申告漏れ所得金額（法人税）」

(4) **業1-3-1-4**：悪質な脱税者に対する査察調査の実施

イ 業1-3-1-4の取組内容

適正・公平な課税を実現し、税務行政に対する納税者の理解と信頼を得るため、現下の経済社会情勢も踏まえつつ、偽りその他不正の行為により故意に税金を免れた者など社会的に非難されるべき悪質な脱税者に対しては、検察当局との連携を図り、厳正な査察調査を実施し、刑事訴追を求めます。

ロ 業1-3-1-4に係る測定指標

○ [主要] ≪定性的≫測定指標 業1-3-1-4-B-1

(悪質な脱税者に対する査察調査の的確な実施)

悪質な脱税者に対し刑事責任を追及することは、その一罰百戒の効果を通じて、適正・公平な課税の実現と申告納税制度の維持を図る上で重要であるため、これを指標とします。

ハ 業1-3-1-4に係る参考指標

- 参考指標1 「査察調査の件数等」
- 参考指標2 「税目別告発事件の件数等」
- 参考指標3 「査察事件の1件当たりの脱税額」

業績目標 1-3-2 : 期限内収納の実現及び滞納の整理促進への取組

期限内収納の実現に努めるとともに、期限内に納付を行わない納税者に対して滞納処分を執行するなどにより徴収します。

1. 業績目標の内容

期限内収納の実現に向けた各種施策の実施や滞納整理は、申告・調査による適正課税の確保と並んで税務行政における重要な事務であり、適正・公平な課税の実現は、これらの事務が的確に行われて初めて完結するものです。

このため、期限内収納の実現に向けた積極的な広報・周知に取り組むとともに、期限内に納付しない納税者に対して、滞納処分を執行することなどにより、確実な徴収を図ります。

2. 当該業績目標に係る施策

- 業 1-3-2-1 期限内収納の実現に向けた各種施策の実施
- 業 1-3-2-2 滞納を未然に防止するための取組
- 業 1-3-2-3 効果的・効率的な徴収事務の運営
- 業 1-3-2-4 滞納の整理促進への取組
- 業 1-3-2-5 厚生労働大臣から委任される年金保険料の徴収

3. 目標達成のための取組

(1) 業 1-3-2-1 : 期限内収納の実現に向けた各種施策の実施

イ 業 1-3-2-1 の取組内容

申告納税制度の下においては、納税者が自ら申告し、その申告した税額を定められた納期限までに納付していただく必要があります。

このため、国税庁ホームページなどを活用した期限内納付に関する広報を充実するとともに、個人の新規納税者には振替納税（用語集参照）の利用を呼び掛けるなどして、期限内収納の実現を図ります。

また、納付しやすい環境整備という観点から、コンビニエンスストアでの納付を可能としているほか、ダイレクト納付（用語集参照）等の電子納税（用語集参照）の普及を図っています。さらに、平成29年1月からは、クレジットカード納付（用語集参照）も可能となりました。

ロ 業 1-3-2-1 に係る測定指標

○ [主要] ≪定性的≫測定指標 業1-3-2-1-B-1

(期限内収納を確保するための取組)

国税庁ホームページなどを活用した期限内納付に関する周知・広報や、個人の新規納税者を中心とした振替納税の利用勧奨に努めることは、期限内収納の実現を図る上で重要であるため、これを指標とします。

(2) **業1-3-2-2**：滞納を未然に防止するための取組

イ 業1-3-2-2の取組内容

前回の納付の際に期限を過ぎて納付した納税者に対しては、新たに納付期限が到来する税金について、あらかじめはがき等で期限内納付を促し、また、期限までに納付しない納税者に対しては、督促状を発付する前に電話等で納付指導を行うなど、賦課部門とも連携しつつ、滞納の未然防止を図ります。

ロ 業1-3-2-2に係る測定指標

○ [主要] <<定性的>>測定指標 業1-3-2-2-B-1

(滞納を未然に防止するための取組)

前回の納付の際に期限を過ぎて納付した納税者に対して、あらかじめはがき等で期限内納付を促すことや、期限までに納付のない納税者に対して、督促状を発付する前に電話等での納付指導に取り組むことは、滞納の未然防止を図る上で重要であるため、これを指標とします。

ハ 業1-3-2-2に係る参考指標

○参考指標「国税の滞納発生割合」

(3) **業1-3-2-3**：効果的・効率的な徴収事務の運営

イ 業1-3-2-3の取組内容

(イ) 効果的・効率的な事務運営の推進

徴収事務の運営に当たっては、滞納の整理促進を図るため、限られた人的資源を有効に活用して滞納整理に投下する事務量を可能な限り確保するとともに、個々の滞納事案の処理に当たっては徴収システム（用語集参照）を活用して的確な期日管理を行うなど事案管理の充実を図り、効果的・効率的な事務運営を推進します。

(ロ) 集中電話催告センター室の活用

新たに発生する滞納事案については、集中電話催告センター室（用語集参照）において幅広く所掌し、集中電話催告システムを活用した電話催告等を行うことにより、効果的・効率的な滞納整理を行い、税務署の滞納整理に係る事務量を確保します。

ロ 業1-3-2-3に係る測定指標

○ [主要] <<定量的>>測定指標 業1-3-2-3-A-1

(滞納整理事務の割合)

(単位：%)

事務年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度目標値
割合	81.5	83.4	84.6	N.A.	80

(出所) 徴収部徴収課調

(注1) 数値は、徴収事務に従事する職員が従事した合計日数のうち、滞納整理事務に従事した日数の占める割合です。

(注2) 「滞納整理事務」とは、滞納者に対する納付折衝、財産調査、差押え、公売等の事務をいいます。

(注3) 平成28事務年度実績値は、29年7月末までにデータが確定するため、28事務年度実績評価書にて公表する予定です。

○《定量的》測定指標 業1-3-2-3-A-2

(集中電話催告センター室における催告回数)

(単位：千回)

事務年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度目標値
催告回数	1,858	2,000	2,100	N. A.	2,000

(出所) 徴収部徴収課調

(注) 平成28事務年度実績値は、29年7月末までにデータが確定するため、28事務年度実績評価書にて公表する予定です。

ハ 業1-3-2-3に係る参考指標

○参考指標「集中電話催告センター室における完結件数」

(4) **業1-3-2-4**：滞納の整理促進への取組

イ 業1-3-2-4の取組内容

国税の滞納残高はピーク時に比べ大幅に減少しているものの、依然として高い水準にあることから、適正に納税義務を履行しない大口・悪質事案等について、厳正・的確な滞納処分を執行するほか、滞納全体に占める割合の高い消費税事案を確実に処理するなどにより、滞納の整理促進を図ります。

なお、滞納処分の執行は、納税者の権利利益に特に強い影響を及ぼすことから、滞納整理に当たっては、事実関係を正確に把握した上で、法令等に定められた手続を遵守して、差押え、公売（用語集参照）等の滞納処分を行う一方、納税の猶予、換価の猶予等の納税緩和措置を講じるなど、滞納者個々の実情に即しつつ、法令等に基づき適切に対応します。

(イ) 大口・悪質事案、処理困難事案に対する厳正・的確な滞納整理の実施

大口・悪質事案、処理困難事案については、早期かつ的確な処理方針の見極めを行い、着実な整理促進を図ります。

滞納整理に当たっては、適時の財産調査を行い、差押え、公売等の滞納処分を厳正・的確に実施するとともに、必要に応じて、広域運営、適時のプロジェクトチームの編成による滞納処分を実施するなど、組織的に対応します。

また、詐害行為取消訴訟（用語集参照）等の原告訴訟（用語集参照）の提起など、法的手段を積極的に活用するほか、滞納整理の過程において、財産の隠蔽等の滞納処分免脱罪（用語集参照）に該当する行為を把握した場合には、確実に告発を行います。

国際的な租税の徴収回避に対しては、租税条約（用語集参照）に基づく徴収共助（用語集参照）の要請などにより、適切に対応します。

なお、差し押さえた動産や不動産等の公売に当たっては、公売情報ホームページ(<http://www.koubai.nta.go.jp>)等による広報の充実を図るとともに、インターネット公売（用語集参照）の実施など、買受希望者の利便性の向上を図り、効果的・効率的な公売を実施します。

(ロ) 消費税事案への取組

消費税事案については、滞納残高の圧縮に向けて、国税局及び税務署を通じて消費税を含む滞納事案の確実な処理を行います。

ロ 業1-3-2-4に係る測定指標

○ [主要] ≪定性的≫測定指標 業1-3-2-4-B-1

(滞納の整理促進への取組)

滞納の整理促進に取り組むことは、国税の適正・公平な徴収の実現を図る上で重要であるため、これを指標とします。

ハ 業1-3-2-4に係る参考指標

- 参考指標1 「租税滞納の状況」
- 参考指標2 「滞納人員」
- 参考指標3 「差押件数」
- 参考指標4 「原告訴訟事件の処理件数」
- 参考指標5 「公売公告物件数」
- 参考指標6 「国税庁ホームページ「公売情報」の利用満足度」
- 参考指標7 「インターネット公売における売却件数」

(5) **業1-3-2-5** : 厚生労働大臣から委任される年金保険料の徴収

イ 業1-3-2-5の取組内容

厚生労働大臣から委任される厚生年金保険料や国民年金保険料等の徴収事務について、厚生労働省及び日本年金機構と緊密に連携し、委任された年金保険料の滞納事案については、ノウハウと専門性を生かし、的確に徴収します。

ロ 業1-3-2-5に係る測定指標

○ [主要] ≪定性的≫測定指標 業1-3-2-5-B-1

(厚生労働大臣から委任される年金保険料の徴収)

厚生年金保険法等の規定に基づき厚生労働大臣から委任される年金保険料の滞納事案については、的確に徴収することが重要であるため、これを指標とします。

業績目標 1-3-3 : 不服申立てへの取組

不服申立てに適正・迅速に対応し、納税者の正当な権利利益の救済を図ります。

1. 業績目標の内容

国税における不服申立制度は、簡易迅速かつ公正な手続により納税者の正当な権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とするものであり、税務行政の適正な執行を担保する上で重要な役割を果たしています。

納税者の理解と信頼を得るよう、不服申立ての適正・迅速な処理を目指すとともに、より利用しやすい環境の整備を図ります。

また、行政不服審査法が抜本的に改正されたことに伴い、国税に関する不服申立制度についても見直しが行われ、平成28年4月1日から改正国税通則法が施行されていることから、新たな不服申立制度の定着に向けて、引き続き適切に取り組めます。

2. 当該業績目標に係る施策

業 1-3-3-1 不服申立ての適正・迅速な処理

業 1-3-3-2 裁決事例の公表の充実

業 1-3-3-3 改正不服申立制度の定着に向けた取組

3. 目標達成のための取組

(1) **業 1-3-3-1** : 不服申立ての適正・迅速な処理

イ 業 1-3-3-1 の取組内容

国税の更正・決定などの課税処分や差押えなどの滞納処分等があった場合、その処分不服のある納税者は、その処分の取消しや変更を求めて、これらの処分を行った税務署長等に対する「再調査の請求」と国税不服審判所長に対する「審査請求」を選択して行うことができます。また、再調査の請求を選択した場合でも税務署長等の決定を経た後の処分になお不服があるときは、審査請求を行うことができます。

(イ) 再調査の請求

再調査の請求の処理に当たっては、納税者の正当な権利利益の救済を図るため、納税者の主張に十分耳を傾け、公正な立場で調査・審理を行い、適正・迅速に処理します。

(ロ) 審査請求

国税不服審判所は、事件処理においては、審査請求人と処分を行った税務署長等の双方から事実関係や主張を聴き、争点を明らかにした上、自ら調査を行って、公正な第三者の立場で審理し、裁決を適正・迅速に行います。

このため、審査請求人に早期に審理の手続を説明し、審査請求人と処分を行った税務

署長等の双方へ「争点の確認表」を交付するとともに、事件によっては、当事者双方と同席の上、主張等について説明を求める「同席主張説明」を実施するほか、「審理の状況・予定表」を交付するなど、審理の手續や審理状況の透明性の確保を図ります。

また、民間専門家等の高度な専門知識や実務経験を生かすことにより事件処理の適正性を一層高めるために、引き続き、事件担当審判官の半数程度（50名程度）が民間専門家となるよう、国税審判官への外部登用を図ります。

□ 業1-3-3-1に係る測定指標

○ [主要] <定量的>測定指標 業1-3-3-1-A-1

（「再調査の請求」の3か月以内の処理件数割合）（単位：％）

会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度目標値
処理件数割合	97.0	96.9	99.3	95.6	95

（出所）課税部審理室、徴収部徴収課調

（注1）処理期間が通常3か月を超えることとなる相互協議事案、公訴関連事案及び国際課税事案に係る件数を除いて集計しています。

（注2）平成28年3月31日までに行われた処分に係るものについては、「異議申立て」となります。

（注3）当該目標値は適正な事務処理水準を維持する観点から95%としています。

○ [主要] <定量的>測定指標 業1-3-3-1-A-2

（「審査請求」の1年以内の処理件数割合）（単位：％）

会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度目標値
処理件数割合	96.2	92.2	92.4	98.3	95

（出所）国税不服審判所調

（注1）平成29年度以降の処理件数割合については、相互協議事案や公訴関連事案など、審理を留保すべき事由が生じた事案の留保期間等を除いて算定することとしています。

（注2）当該目標値は適正な事務処理水準を維持する観点から95%としています。

ハ 業1-3-3-1に係る参考指標

- 参考指標1 「再調査の請求の状況」
- 参考指標2 「審査請求の状況」
- 参考指標3 「訴訟の状況」

(2) **業1-3-3-2**：裁決事例の公表の充実

イ 業1-3-3-2の取組内容

国税不服審判所においては、適正な申告と納税のため有用であると考えられる事例や適正な賦課・徴収の実現に資すると考えられる事例を審査請求人等の秘密保持に十分配慮しながら、国税不服審判所ホームページ(<http://www.kfs.go.jp>)に掲載し、公表しています。

平成29事務年度においても、裁決事例ごとに参考判例を付記するなどにより、公表事例がより有用なものとなるようにした上、裁決事例を引き続き国税不服審判所ホームページに掲載し公表します。

□ 業1-3-3-2に係る測定指標

○ [主要] ≪定性的≫測定指標 業1-3-3-2-B-1

(裁決事例の公表の充実)

有用性等のある裁決事例について、参考判例を付記するなどして公表することは、納税者の正当な権利利益の救済を図るとともに、税務行政の適正な運営の確保に資するものであるため、これを指標とします。

ハ 業1-3-3-2に係る参考指標

○参考指標「国税不服審判所ホームページへのアクセス件数」

(3) **業1-3-3-3**：改正不服申立制度の定着に向けた取組

イ 業1-3-3-3の取組内容

平成26年6月に「行政不服審査法」について、公正性・使いやすさの向上の観点から改正が行われるとともに、「行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」により、国税に関する不服申立制度についても見直しが行われました。

具体例としては、税務署長が行った処分不服がある場合には、納税者の選択により、税務署長などに対する「再調査の請求」を行わずに、直接、国税不服審判所長に対する「審査請求」を行うことができるようになったほか、不服申立てを行うことができる期間が、処分があったことを知った日の翌日から「3か月以内」（改正前は「2か月以内」）に延長されました。

また、審査請求手続において証拠書類等の閲覧・写しの交付、口頭意見陳述における原処分庁に対する質問が認められるなど、審査請求人の権利を拡充する見直しが行われました。

この改正不服申立制度は、平成28年4月1日から施行されています。

平成29事務年度においても、改正不服申立制度の定着に向けて、制度の広報に取り組むとともに、不服申立人に対して改正後の手続を適切かつ丁寧に説明します。

□ 業1-3-3-3に係る測定指標

○ [主要] ≪定性的≫測定指標 業1-3-3-3-B-1

(改正不服申立制度の定着に向けた取組)

不服申立制度の改正の趣旨が、公正性・使いやすさの向上にあることを踏まえ、制度の広報や各種手続の説明を通じて、改正不服申立制度を定着させることは、納税者の正当な権利利益の救済を図る上で重要であるため、これを指標とします。

実績目標(小) 1-4 : 国際化への取組

1. 実績目標の内容

経済の国際化や高度情報化の進展により新たな取引形態が拡大する中で、ひとつの所得に対して複数の国が課税する二重課税の問題や、税源浸食と利益移転（B E P S）（用語集参照）の問題を含め、租税回避行為などによりどこの国においても課税されない「課税の空白」といった問題が、各国税務当局が取り組むべき課題となっています。

このため、租税条約（用語集参照）等に基づく相互協議（用語集参照）を実施して二重課税問題の解決を図るとともに、情報交換（用語集参照）制度の円滑な実施により、国際的な税務上のコンプライアンスの維持・向上を図ります。

また、各国税務当局との情報や経験の共有を図り、協力関係を強めることにより、租税回避等の問題に対応していくなど、国際化への取組を推進します。

なお、近年、経済社会がますます国際化し、いわゆる「パナマ文書」の公開やB E P Sプロジェクトの進展などにより、富裕層や海外取引のある企業による国際的な租税回避行為に対して、国民の関心が大きく高まっている状況にあります。国税庁では、国際課税への取組を重要な課題と位置付け、情報収集・活用の強化や外国当局との協調等に取り組むとともに、専門体制の整備・拡充を図った上で積極的に調査等を実施しているところ、国税庁における国際課税の取組の現状と今後の方向を取りまとめた「国際戦略トータルプラン」を平成28（2016）年10月25日に公表しました。

2. 当該実績目標に係る施策

- 実1-4-1 租税条約等に基づく情報交換
- 実1-4-2 CRS（共通報告基準）に基づく金融口座情報の情報交換の実施に向けた取組
- 実1-4-3 相互協議事案の適切・迅速な処理
- 実1-4-4 各国共通の執行上の指針の整備と各国税務当局との経験の共有
- 実1-4-5 開発途上国に対する技術協力

3. 目標達成のための取組

(1) **実1-4-1** : 租税条約等に基づく情報交換

イ 実1-4-1の取組内容

昨今、国際的な脱税及び租税回避行為に対処するため、執行面での国際的な協力の機運が一層高まっており、租税条約等に基づく外国税務当局との情報交換の重要性が注目されています。このような状況の中、OECD租税委員会では、情報交換の効果的な実施を促進する観点から、制度・執行の両面における各国の状況について審査を行っており、その執行面における審査基準には、情報交換の実施体制、手続、人材育成、迅速な処理のための手続など多くの項目が含まれています。

国税庁としては、情報交換を積極的に実施し、外国税務当局から必要な情報を入手する

ことにより、海外取引を把握・解明して適正な課税を行うとともに、外国税務当局からの情報提供要請に対して迅速かつ的確に対応します。

□ 実1-4-1に係る測定指標

○ [主要] <<定量的>>測定指標 実1-4-1-A-1

(情報提供要請に対する90日以内の対応) (単位：%)

事務年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度目標値
回答割合	—	93.3	100	N. A.	100

(出所) 長官官房国際業務課調

(注1) 数値は、外国税務当局からの要請に基づく情報交換の件数のうち、要請された情報の提供又は要請の進捗状況の通知を90日以内に行った件数の割合です。

(注2) 当該目標値は、外国税務当局からの要請を受けてから90日以内に対応することが国際的に求められていることから100%としています。

(注3) 平成28事務年度実績値は、29年7月末までにデータが確定するため、28事務年度実績評価書にて公表する予定です。

ハ 実1-4-1に係る参考指標

○参考指標「租税条約等に基づく情報交換件数」

(2) **実1-4-2** : CRS (共通報告基準)に基づく金融口座情報の情報交換の実施に向けた取組

イ 実1-4-2の取組内容

外国の金融機関等を利用した国際的な脱税及び租税回避に対処するため、平成26年のOECDにおいて、非居住者の金融口座情報を税務当局間で自動的に交換するための国際基準である「CRS (Common Reporting Standard : 共通報告基準)」が公表され、現在、約100か国・地域の税務当局がその実施を約束しています。

我が国では、平成27年度税制改正において租税条約等実施特例法が改正され、国内金融機関等から口座保有者の氏名、口座残高、利子・配当等の年間受取総額等の情報が報告される制度が導入されました。同制度により、国内金融機関等からは、平成30年4月30日までに国税庁に初回の報告が行われ、平成30年9月30日までに外国の税務当局への情報提供を開始するとともに、諸外国からもその国の金融機関等に保有されている日本居住者の金融口座情報の提供が開始されることとなっています。

国税庁は、CRSに基づく金融口座情報の情報交換について、平成30年の円滑な実施に向け、OECDにおける作業を含む各国の税務当局との連携強化、システム開発、制度の広報・周知・相談対応など実施に向けた着実な準備に取り組みます。

CRSに基づく金融口座情報の情報交換は、金融資産の情報を各国税務当局間で効率的に交換し、外国の金融機関を通じた国際的な脱税及び租税回避に対処することを目的としており、G20等の国際会議において、平成30年末までに開始する旨の共同声明が発表されるなど、国際的に円滑な実施が求められています。

□ 実1-4-2に係る測定指標

○ [主要] <<定性的>>測定指標 実1-4-2-B-1

(CRS (共通報告基準)に基づく金融口座情報の情報交換の実施に向けた取組) [新]

CRSに基づく金融口座情報の情報交換を円滑に実施することにより、国際的に適正・公平な課税を実現していくことは、国際的な取組として重要であることから、これを指標とします。

(3) 実1-4-3 : 相互協議事案の適切・迅速な処理**イ 実1-4-3の取組内容**

国際的な二重課税については、条約相手国の当局との間で相互協議を実施することにより、これを排除しています。

さらに、既に発生した二重課税のみならず、移転価格税制(用語集参照)の適用について相互協議を実施して事前に確認を行うことで、移転価格課税についての納税者の予測可能性の確保も図っているところです。

このような事前確認(用語集参照)事案を含めた相互協議事案を適切・迅速に処理します。

具体的には、BEPS報告書(用語集参照)の勧告等も踏まえつつ、要員の確保など体制を充実させるとともに、各国税務当局との協力関係を一層深め、機動的かつ円滑な相互協議の実施を図ります。また、新興国に対しては技術協力を活用した相手国の体制整備等を通じて相互協議の進捗を図るなど、多面的な対応を行います。

ロ 実1-4-3に係る測定指標**○ [主要] <<定性的>>測定指標 実1-4-3-B-1****(相互協議事案の適切・迅速な処理)**

条約相手国の当局との間で相互協議を実施することにより、国際的な二重課税を排除することは、適正・公平な課税を実現する上で不可欠であるため、これを指標とします。

ハ 実1-4-3に係る参考指標

○参考指標1 「相互協議事案の処理状況」

○参考指標2 「OECD非加盟国との相互協議事案の処理状況」

○参考指標3 「相互協議事案の平均的処理期間」

(4) 実1-4-4 : 各国共通の執行上の指針の整備と各国税務当局との経験の共有**イ 実1-4-4の取組内容**

BEPS報告書の勧告のグローバルに整合的な実施を含む国際的な租税回避への対応や二重課税リスクの排除に加え、納税者サービスの向上やコンプライアンスの向上等も各国に共通する税務執行上の課題となっていることから、国際課税に関する各国共通の執行上の指針の策定に関する議論へ積極的に参画するほか、アジア税務長官会合(SGATAR)

(用語集参照)、OECD税務長官会議(FTA)をはじめとするOECD関連会議、日韓税務長官会合等の二国間会合の場等を有効に活用し、各国税務当局と諸問題に関する経

験の共有を図り、問題解決に向け取り組みます。

□ 実1-4-4に係る測定指標

○ [主要] ≪定性的≫測定指標 実1-4-4-B-1

(外国税務当局との経験の共有)

各国税務当局が共通して抱える諸問題について情報や経験の共有を図ることが、問題解決に取り組む上で重要であるため、これを指標とします。

ハ 実1-4-4に係る参考指標

○参考指標「税務当局間の主な国際会議」

(5) **実1-4-5** : 開発途上国に対する技術協力

イ 実1-4-5の取組内容

税務行政に関する技術協力(用語集参照)は、開発途上国の税務行政の改善・向上を後押しすることを目的としています。また、こうした協力により、日本の税務行政に対する理解者が育成され、両国税務当局間の協力関係の強化が図られるほか、法執行体制・投資環境の改善を通じた我が国経済への貢献も期待されます。

このような観点から、国際協力機構(JICA)の枠組みなどの下、アジア諸国を中心に、①日本国内で実施される研修への受入れ、②研修講師等の派遣などにより、税務行政における国際課税、納税者サービス、徴収などの分野に関する知識・経験の移転に積極的に取り組みます。

なお、技術協力に当たっては、相手国の税務行政の改善・向上に有用なものとなるよう、開発途上国の現状やニーズを的確に把握し、BEPSなど国際課税に関する国際的な取組の動向も踏まえて、受入研修と職員派遣を有機的に組み合わせるなどして、我が国の知識・経験が効果的かつ効率的に移転するよう取り組みます。

□ 実1-4-5に係る測定指標

○ [主要] ≪定量的≫測定指標 実1-4-5-A-1

(開発途上国に対する技術協力の満足度(受入研修)) (単位:%)

会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度目標値
上位評価割合	98.3	96.4	99.1	100	95

(出所) 長官官房国際業務課、税務大学校調

(注) 数値は、研修受講者に対して実施したアンケート調査のうち、研修内容の有用性について「良い」から「悪い」の5段階評価で、上位評価(「良い」及び「やや良い」)を得た割合です。なお、アンケート調査の概要についてはP69に記載しています。

○ [主要] ≪定量的≫測定指標 実1-4-5-A-2

(開発途上国に対する技術協力の満足度(職員派遣)) (単位:%)

会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度目標値
上位評価割合	92.2	92.1	94.5	94.5	90

(出所) 長官官房国際業務課、税務大学校調

(注) 数値は、研修受講者に対して実施したアンケート調査のうち、研修内容の有用性について「良い」から「悪い」の5段階評価で、上位評価（「良い」及び「やや良い」）を得た割合です。なお、アンケート調査の概要についてはP69に記載しています。

ハ 実1-4-5に係る参考指標

○参考指標「開発途上国に対する技術協力」

実績目標(大)2：酒類業の健全な発達の促進

1. 実績目標の内容

国税庁においては、酒類業の業種所管庁として、酒税の保全及び酒類業の健全な発達を図るため、酒類の公正な取引環境の整備に取り組むほか、人口減少社会の到来、国民の健康・安全性志向の高まりや生活様式の多様化などの社会経済情勢の変化に対応し、消費者、製造業及び販売業全体を展望した総合的視点から必要な施策を行うとともに、未成年者飲酒防止や酒類容器のリサイクル等の社会的要請に的確に対応します。

また、「日本再興戦略 2016」（平成28年6月2日閣議決定）、平成29年3月に改訂された「日本産酒類の輸出促進に向けた課題及び対応方針について」等を踏まえ、日本産酒類の輸出環境整備に取り組むこととしています。

2. 当該実績目標に係る施策

- 実2-1 酒類の安全性の確保と品質水準の向上への対応
- 実2-2 酒類の公正な取引環境の整備
- 実2-3 日本産酒類の輸出環境整備
- 実2-4 構造・経営戦略上の問題への対応
- 実2-5 独立行政法人酒類総合研究所との連携
- 実2-6 未成年者飲酒防止対策等の推進
- 実2-7 酒類に係る資源の有効な利用の確保

3. 目標達成のための取組

(1) **実2-1**：酒類の安全性の確保と品質水準の向上への対応

イ 実2-1の取組内容

酒類の生産から消費まで全ての段階における酒類の安全性の確保と品質水準の向上を図り、消費者に安全で良質な酒類が提供できるよう以下の取組を行います。

(イ) 市販酒類買上げ調査

消費者が購入する段階である小売販売場から市販酒類を買い上げ、添加物などの安全性に係る成分、品質及び表示事項を調査し、その結果を酒類製造業者への技術指導に活用するとともに消費者に情報提供します。

(ロ) 酒類製造業者の製造工程の改善に関する指導・相談

市販酒類買上げ調査の結果等を踏まえ、酒類製造業者に対し製造工程の改善や酒類の安全性に関する技術指導・相談を実施します。

なお、製造工程の改善に関する相談については、酒類製造業者から把握したニーズや技術相談についてのアンケート調査における満足度などの結果を踏まえながら内容の充

実を図ります。

(ハ) 酒類の成分の実態把握等

国内外において取り上げられている酒類の安全性に係る成分について実態把握を行うほか、福島第一原子力発電所の事故を受け、放射性物質に関する調査を実施し、その情報を提供します。

また、食品の成分等に関する国際規格を定めているコーデックス委員会(用語集参照)において、近年、酒類の安全性に係る成分についても多岐にわたって取り上げられていることから、酒類に係る規格等の策定に参画します。

(ニ) 酒類業者に対する表示事項確認調査等

酒類業者に対して、消費者が安心して酒類を購入できるように、酒類の表示義務事項及び表示基準に基づく記載事項の確認調査や市販酒類買上げ調査で把握した表示等について、適正な表示がなされていない場合には、是正指導を行います。

なお、果実酒等の製法品質表示基準(平成27年10月国税庁告示第18号)の平成30年10月30日の適用開始に向けた表示制度の周知に努めます。

このほか、食品表示法(平成25年法律第70号、平成27年4月施行)及び酒類の地理的表示に関する表示基準(平成27年10月国税庁告示第19号)については、引き続きその周知に努めます。

(ホ) 米穀等の取引等に係る情報の記録等についての指導

酒類業者に対して、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律に基づく記帳義務や清酒等に係る原料米の産地情報伝達義務が適正に履行されるよう指導を行います。

□ 実2-1に係る測定指標

○ [主要] <<定量的>>測定指標 実2-1-A-1

(酒類製造業者の製造工程の改善に関する相談の満足度)

(単位: %)

会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度目標値
上位評価割合	91.4	91.6	93.3	91.8	90

(出所) 課税部鑑定企画官調

(注) 数値は、技術相談に関するアンケート調査において、「極めて良かった」から「極めて悪かった」までの7段階評価で上位評価(「極めて良かった」及び「良かった」)を得た割合です。なお、アンケート調査の概要についてはP69に記載しています。

○ <<定性的>>測定指標 実2-1-B-1

(酒類業者のコンプライアンスの維持・向上及び酒類の安全性の確保への対応)

酒類の表示に関する指導や講習会での周知等を通じて、酒類業者のコンプライアンスの維持・向上を図るとともに、酒類の安全性に関して問題を把握した酒類については、その原因究明を迅速に行い再発防止に向けた適切な対応を図ることが不可欠であるため、

これを指標とします。

ハ 実2-1に係る参考指標

- 参考指標1 「市販酒類買上げ調査件数」
- 参考指標2 「酒類製造業者の製造工程改善に関する指導相談件数」
- 参考指標3 「酒類業者に対する表示事項確認調査実施件数」
- 参考指標4 「酒類の安全性に関して問題を把握した場合の対応件数」
- 参考指標5 「義務付けられた主な表示事項の表示がない酒類の割合」

(2) **実2-2**：酒類の公正な取引環境の整備

イ 実2-2の取組内容

酒税の保全及び酒類の取引の円滑な運行を図るため、平成29年3月に「酒類に関する公正な取引に関する基準（用語集参照）」（以下「取引基準」といいます。）を制定するとともに、「酒類に関する公正な取引のための指針（用語集参照）」を改定しました。これらの周知を図りつつ、取引状況等実態調査を実施し、取引基準を遵守していない取引等（合理的な価格の設定が行われていない等）が認められた場合には改善を指導するほか、必要に応じて公正取引委員会と連携して、酒類の公正な取引環境の整備に取り組みます。

また、取引状況等実態調査において改善を指導した酒類業者に対して、改善状況を確認する必要がある場合には、フォローアップ調査を実施し、取引の改善を促します。

ロ 実2-2に係る測定指標

○ [主要] <<定量的>>測定指標 実2-2-A-1

（酒類の取引状況等実態調査による指導事項の改善割合）（単位：％）

事務年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度目標値
改善割合	96.2	95.8	100	N. A.	95

（出所）課税部酒税課調

（注1）数値は、フォローアップ調査を実施した場数のうち、改善指導を行った取引等の全て又は一部が改善された場数の割合です。

（注2）平成28事務年度実績値は、29年7月末までにデータが確定するため、28事務年度実績評価書にて公表する予定です。

ハ 実2-2に係る参考指標

- 参考指標「酒類業者に対する酒類の取引状況等実態調査件数」

(3) **実2-3**：日本産酒類の輸出環境整備

イ 実2-3の取組内容

平成28年6月に閣議決定された「日本再興戦略 2016」、平成29年3月に改訂された「日本産酒類の輸出促進に向けた課題及び対応方針について」等において、日本産酒類の輸出環境整備に取り組むほか、日本食と日本産酒類を効果的に連携させた海外展開を推進することとされています。国税庁では、関係府省等と連携しつつ、国際交渉を通じた貿易障壁

の緩和・撤廃に向けた働き掛け、各種国際会議のレセプション等への国税庁職員の派遣などによる日本産酒類の特性・魅力の発信等に取り組むほか、酒類業者に対して輸出に必要な情報提供を行うなど、日本産酒類の輸出を支援する取組を行います。

□ 実2-3に係る測定指標

○ [主要] <<定性的>>測定指標 実2-3-B-1

(日本産酒類の輸出環境整備への積極的な対応)

平成28年6月に閣議決定された「日本再興戦略 2016」、平成29年3月に改訂された「日本産酒類の輸出促進に向けた課題及び対応方針について」等において取り組むこととされた、日本産酒類の輸出促進に向けた輸出環境整備を関係府省等と連携して取り組むことが重要であるため、これを指標とします。

ハ 実2-3に係る参考指標

○参考指標「酒類の輸出金額及び伸び率」

(4) **実2-4**：構造・経営戦略上の問題への対応

イ 実2-4の取組内容

酒類業の経営改善等に対しては、酒類業組合等の要請に基づき、経営指導の専門家等による研修を実施するほか、活性化・経営革新の取組事例や各種中小企業支援施策に関する情報提供を行うなどにより、経営改善に向けた自主的な取組を支援します。

また、日本酒造組合中央会（用語集参照）では、清酒製造業及び単式蒸留焼酎（用語集参照）製造業の近代化に資するため、「清酒製造業等の安定に関する特別措置法」に基づき、国内外に対する清酒及び単式蒸留焼酎の正しい商品知識の普及や東日本大震災により被災した清酒製造業者に対する利子補給等の各種事業を行っています。これらの事業については、補助金の交付によりその活動を支援します。

□ 実2-4に係る測定指標

○ [主要] <<定性的>>測定指標 実2-4-B-1

(構造・経営戦略上の問題への適切な対応)

中小企業が多数を占める酒類業界において、酒類業の経営改善等に対して各種支援等を実施することが重要であるため、これを指標とします。

(5) **実2-5**：独立行政法人酒類総合研究所との連携

イ 実2-5の取組内容

酒類は、原料・製造方法等によりその品目及び税率が定められていることから、酒税の適正課税や適正表示を確保するための分析・鑑定、安全性の確保と品質水準の向上への対応及び酒類製造業者の技術力の維持強化の支援などについて、独立行政法人酒類総合研究所（用語集参照）と連携して行います。

□ 実2-5に係る測定指標

○ [主要] <<定性的>>測定指標 実2-5-B-1

(独立行政法人酒類総合研究所との連携の推進)

独立行政法人酒類総合研究所と、酒類の高度な分析・鑑定、安全性の確保と品質水準の向上への対応及び酒類製造業者の技術力の維持強化の支援などについて、連携を推進することが重要であるため、これを指標とします。

ハ 実2-5に係る参考指標

○参考指標「国税庁から独立行政法人酒類総合研究所に対する依頼分析点数」

(6) **実2-6**：未成年者飲酒防止対策等の推進

イ 実2-6の取組内容

未成年者飲酒防止等の社会的要請に対応するため、酒類販売管理研修実施団体に対して適切な酒類販売管理研修の実施について指導するとともに、酒類の販売管理調査において酒類販売業者の酒類販売管理者（用語集参照）選任状況や未成年者の飲酒防止に関する表示基準の履行状況を確認し、問題点が認められた場合は改善指導を行うなど、酒類の適正な販売管理の確保を図ります。

さらに、関係各省庁と連携して全国的な広報啓発活動を行うほか、酒類業界が取り組んでいる未成年者飲酒防止キャンペーンや酒類自動販売機撤廃の取組等について支援するなど、国民の未成年者飲酒防止に関する意識の高揚等を図ります。

また、アルコール健康障害対策の総合的かつ計画的な推進を目的として、アルコール健康障害対策基本法（平成25年法律第109号）が平成26年6月に施行され、平成28年5月に基本計画が閣議決定されました。同法において毎年11月10日から同月16日を「アルコール関連問題啓発週間」としていることを踏まえ、国民の間に広くアルコール関連問題に関する関心と理解を深めるため、関係各省庁と連携して全国的な広報啓発活動を行うほか、不適切な飲酒の誘引を防止するための酒類業界の自主的な取組が促進されるよう支援していきます。

□ 実2-6に係る測定指標

○ [主要] <<定性的>>測定指標 実2-6-B-1

(未成年者飲酒防止対策等の推進)

酒類の適正な販売管理体制の整備に取り組むなど未成年者飲酒防止等の社会的要請に対応することが重要であるため、これを指標とします。

ハ 実2-6に係る参考指標

○参考指標1「酒類販売管理協力員（用語集参照）による酒類販売場の確認場数」

○参考指標2「酒類販売管理調査場数」

○参考指標3「酒類自動販売機の設置状況」

(7) **実2-7**：酒類に係る資源の有効な利用の確保

イ **実2-7**の取組内容

酒類容器のリサイクルや酒類の製造過程において発生する食品廃棄物の発生抑制等について、酒類業者の取組が促進されるよう、引き続き周知・啓発します。

ロ **実2-7**に係る測定指標

○ [主要] <<定性的>>測定指標 実2-7-B-1

(酒類に係る資源の有効な利用の確保への積極的な対応)

酒類容器のリサイクル等、酒類に係る資源の有効な利用の確保という社会的要請に対応することが重要であるため、これを指標とします。

ハ **実2-7**に係る参考指標

○参考指標「酒類業組合等に対する行政施策の説明回数」

実績目標(大)3：税理士業務の適正な運営の確保

1. 実績目標の内容

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念に沿って、納税義務者の信頼に応え、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図るという使命を負っています（税理士法第1条）。

このため、税理士業務である①税務代理、②税務書類の作成、③税務相談は、税理士法に別段の定めがある場合を除き、たとえ無償であっても税理士又は税理士法人でない者は行ってはならないこととされています（税理士法第2条、同法第52条）。

これらを踏まえ、国税庁は、税理士が申告納税制度の適正かつ円滑な運営に重要な役割を果たすよう、税理士会（用語集参照）及び日本税理士会連合会（以下「税理士会等」といいます。）との連絡協調を推進するとともに、税理士法に基づき、税理士・税理士法人等（以下「税理士等」といいます。）に対する指導監督を的確に実施し、その業務の適正な運営の確保を図ります。

2. 当該実績目標に係る施策

実3-1 税理士会等との連絡協調の推進

実3-2 税理士等に対する指導監督の的確な実施

実3-3 書面添付制度の普及・定着に向けた取組

3. 目標達成のための取組

(1) 実3-1：税理士会等との連絡協調の推進

イ 実3-1の取組内容

申告納税制度の適正かつ円滑な運営の実現を図る上で、公共的使命を担う税理士が果たすべき役割は、極めて大きなものがあるため、税理士会等との定期的な協議会や意見交換会（以下「協議会等」といいます。）の開催を通じ、幅広い課題について協議・意見交換を行うとともに、税理士会等の要望を踏まえた説明会を実施することにより、税理士会等との連絡協調を推進していきます。

特に、税理士は、税理士会等が行う研修を受け、その資質の向上を図るよう努めなければならないとされている（税理士法第39条の2）ことを踏まえ、税理士会等が開催する説明会や研修会（以下「説明会等」といいます。）へ講師派遣を行います。

また、講師派遣した説明会等については、アンケート調査を通じて把握した問題点について改善策を講じることなどにより、内容の充実を図ります。

ロ 実3-1に係る測定指標

○ [主要] <定量的>測定指標 実3-1-A-1

（税理士会への説明会等の評価）

（単位：％）

会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度目標値
上位評価割合	72.5	72.6	73.4	72.9	70

(出所) 長官官房総務課調

(注) 数値は、税理士会への説明会等の評価に関するアンケート調査において、「良い」から「悪い」の5段階評価で上位評価（「良い」及び「やや良い」）を得た割合です。なお、アンケート調査の概要についてはP69に記載しています。

ハ 実3-1に係る参考指標

- 参考指標1 「税理士登録者数の推移」
- 参考指標2 「税理士会への説明会及び税理士会との協議会の開催回数」

(2) 実3-2：税理士等に対する指導監督的的確な実施

イ 実3-2の取組内容

税理士業務の適正な運営を確保するため、あらゆる機会を活用して注意喚起を行い税理士等の税理士法違反行為の未然防止を図ります。具体的には、税理士会等との綱紀監察をテーマとした協議会等を積極的に開催し、注意喚起を行います。

また、各種情報の収集を図り、税理士法に基づく調査を的確に実施するとともに、税理士法違反行為を行っている税理士等に対しては、懲戒処分等を行うなど厳正に対処します。

なお、税理士等に対して行った懲戒処分等については、官報公告に加えて国税庁ホームページにおいても引き続き公表することとします。

ロ 実3-2に係る測定指標

○ [主要] ≪定量的≫測定指標 実3-2-A-1

(税理士会等との綱紀監察をテーマとした協議会等の開催回数) (単位：回)

会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度目標値
開催回数	1,155	1,236	1,225	1,308	1,050

(出所) 長官官房総務課調

○ ≪定性的≫測定指標 実3-2-B-1

(税理士等に対する的確な調査等の実施)

税理士法違反行為に関する情報収集の充実に努めるとともに、税理士事務所等に臨場して、業務の実態確認や税理士法に基づく調査（以下「調査等」といいます。）を的確に実施することは、税理士法に定められた義務の適正な履行を確保する上で重要であるため、これを指標とします。

ハ 実3-2に係る参考指標

- 参考指標1 「税理士等に対する懲戒処分等件数」
- 参考指標2 「税理士法に基づく税理士等に対する調査等件数」

(3) **実3-3**：書面添付制度の普及・定着に向けた取組

イ **実3-3**の取組内容

税理士又は税理士法人は、申告書の作成に関し、計算し、整理し又は相談に応じた事項を記載した書面を申告書に添付することができます（税理士法第33条の2）。また、この書面が添付されている申告書を提出した納税者にあらかじめ日時、場所を通知して税務調査を実施しようとする場合には、その通知前に税務代理権限証書を提出している税理士に対し、添付された書面に記載された事項に関して意見を述べる機会を与えなければならぬとされています（税理士法第35条第1項）。

この書面添付制度は、正確な申告書の作成・提出に資するとともに、税務行政の円滑化・簡素化が図られ、また、添付書面の作成者である税理士の社会的信用の向上にもつながり、ひいては信頼される税理士制度の確立に結びつくものです。

このようなことから、添付書面の記載内容の充実及び添付割合の向上が図られるよう、税理士会等との協議を積極的に行うとともに、添付書面や税理士に対する意見聴取の内容を調査事務に積極的に活用するなど、この制度を尊重し、一層の普及・定着を図ります。

ロ **実3-3**に係る測定指標

○ [主要] <<定性的>>測定指標 実3-3-B-1

（書面添付制度の普及・定着に向けた積極的な取組）

書面添付制度の普及・定着を図ることは、正確な申告書の作成・提出に資するとともに、税務行政の円滑化・簡素化が図られ、また、添付書面の作成者である税理士の社会的信用の向上にもつながり、ひいては信頼される税理士制度の確立に結びつくため、これを指標とします。

ハ **実3-3**に係る参考指標

○参考指標1 「税理士法第33条の2に規定する書面の添付割合（所得税・相続税・法人税）」

○参考指標2 「税理士関与割合（所得税・相続税・法人税）」

Ⅲ 附属資料

平成29事務年度において実施するアンケート調査の概要

No.	アンケート名	実施場所 対象者	実施時期	用紙の配付方法 回収方法	主な質問項目
1	国税の広報についてのアンケート 【《定量的》測定指標業1-2-1-1-A-1：国税の広報に関する評価】 (25ページ)	・全国55の税務署 ・特定日の来署納税者	平成29年4月～平成30年3月 (各四半期の特定日、計4日間実施)	・玄関又は部門の窓口で配付 ・アンケート箱への投函依頼	無記名による5段階評価 〔「良い」、「やや良い」、「どちらとも言えない」、「やや悪い」、「悪い」〕 ①国税の広報全般についての印象 ②国税庁が実施している各種の広報施策の認知度(テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、ポスター、ホームページ等) ③情報提供に関する要望 ④税を考える週間の認知度 ⑤税を考える週間についての印象
2	租税教育についてのアンケート 【《定量的》測定指標業1-2-1-2-A-1：租税教育に関する評価】 (27ページ)	・国税モニター設置署 ・国税モニター	平成29年11月	・配付、回収いずれも郵送等	無記名による5段階評価 〔「有益である」、「やや有益である」、「どちらとも言えない」、「あまり有益でない」、「有益でない」〕 租税教育に関する取組全般の印象
3	税務大学校における公開講座についてのアンケート 【《定量的》測定指標業1-2-1-2-A-2：税務大学校における公開講座の満足度(講座の内容)】 (27ページ)	・税務大学校和光校舎 ・公開講座受講者	平成29年11月中旬(公開講座開催期間)	・受付にて講義資料と一緒に配付 ・会場内及び出口付近に回収箱を設置して回収	無記名による5段階評価 〔「良かった」、「やや良かった」、「普通」、「やや悪かった」、「悪かった」〕 講座の内容の満足度
4	税務大学校における公開講座についてのアンケート 【《定量的》測定指標業1-2-1-2-A-3：税務大学校における公開講座の満足度(講座のレベル)】 (27ページ)	・税務大学校和光校舎 ・公開講座受講者	平成29年11月中旬(公開講座開催期間)	・受付にて講義資料と一緒に配付 ・会場内及び出口付近に回収箱を設置して回収	無記名による3段階評価 〔「適正なレベルであった」、「難しすぎた」、「やさしすぎた」〕 講座のレベルの満足度
5	租税史料室についてのアンケート 【《定量的》測定指標業1-2-1-2-A-4：租税史料室(税務情報センター)見学者の満足度】 (27ページ)	・税務大学校租税史料室 ・租税史料室の見学者・利用者	平成29年4月～平成30年3月 (見学・利用の都度)	・玄関又は説明室で配付 ・アンケート箱への投函依頼	無記名による5段階評価 〔「良い」、「やや良い」、「普通」、「やや悪い」、「悪い」〕 ①租税史料のご理解(満足度) ②案内・説明の満足度 ③展示方法の満足度
6	電話相談センターについてのアンケート 【《定量的》測定指標業1-2-2-1-A-2：電話相談センターにおける電話相談の満足度】 (32ページ)	・電話相談センター ・特定日の電話相談を利用した納税者	平成29年4月～平成30年3月 (各四半期の特定日、計8日間実施)	・相談後に音声ガイダンスによるアンケート入力方式	無記名による5段階評価 〔「良い」、「やや良い」、「普通」、「やや悪い」、「悪い」〕 ①税務相談に満足されたか ②応接の親切さ、丁寧さ ③回答の分かりやすさ ④回答の速さ ⑤疑問点の解決

No.	アンケート名	実施場所 対象者	実施時期	用紙の配付方法 回収方法	主な質問項目
7	税務署（相談会場） についてのアンケート 【《定量的》測定指 標業1-2-2-1-A-3：税 務署における面接相 談の満足度】 (32ページ)	・全国524の税務 署 ・特定日の来署納 税者	平成29年4月 ～平成30年3月 (各四半期の特 定日、計4日間以 上実施)	・玄関又は部門の 窓口で配付 (確定申告期にお いて署外会場で 相談等を行う場 合は相談会場で 配付) ・アンケート箱へ の投函依頼	無記名による5段階評価 〔「良い」、「やや良い」、「どち らとも言えない」、「やや悪い」、 「悪い」〕 ①相談の親切さ・丁寧さ ②説明の分かりやすさ ③対応の速さ ④応接についての全体的な印象
8	税務署（相談会場） についてのアンケート 【《定量的》測定指 標業1-2-2-1-A-4：職 員の応接態度の好感 度】 (33ページ)	・全国524の税務 署 ・特定日の来署納 税者	平成29年4月 ～平成30年3月 (各四半期の特 定日、計4日間以 上実施)	・玄関又は部門の 窓口で配付 (確定申告期にお いて署外会場で 相談等を行う場 合は相談会場で 配付) ・アンケート箱へ の投函依頼	無記名による5段階評価 〔「良い」、「やや良い」、「どち らとも言えない」、「やや悪い」、 「悪い」〕 ①応接の親切さ・丁寧さ ②説明の分かりやすさ ③対応の速さ ④応接についての全体的な印象
9	税務署（相談会場） についてのアンケート 【《定量的》測定指 標業1-2-2-1-A-5：税 務署内の案内表示、 受付・窓口の利用満 足度】 (33ページ)	・全国524の税務 署 ・特定日の来署納 税者	平成29年4月 ～平成30年3月 (各四半期の特 定日、計4日間以 上実施)	・玄関又は部門の 窓口で配付 (確定申告期にお いて署外会場で 相談等を行う場 合は相談会場で 配付) ・アンケート箱へ の投函依頼	無記名による5段階評価 〔「良い」、「やや良い」、「どち らとも言えない」、「やや悪い」、 「悪い」〕 ①署内の案内表示の分かりやすさ ②受付・窓口の利用しやすさ ③案内表示、受付・窓口について の全体的な印象
10	税務署（相談会場） についてのアンケート 【《定量的》測定指 標業1-2-2-1-A-6：税 務署内の設備の利用 満足度】 (33ページ)	・全国524の税務 署 ・特定日の来署納 税者	平成29年4月 ～平成30年3月 (各四半期の特 定日、計4日間以 上実施)	・玄関又は部門の 窓口で配付 (確定申告期にお いて署外会場で 相談等を行う場 合は相談会場で 配付) ・アンケート箱へ の投函依頼	無記名による5段階評価 〔「良い」、「やや良い」、「どち らとも言えない」、「やや悪い」、 「悪い」〕
11	国税電子申告・納税 システム（e-Tax）に ついてのアンケート 【《定量的》測定指 標業1-2-3-1-A-5： e-Taxの利用満足度】 (38ページ)	・e-Taxの利用者等	平成30年2月 ～5月	・電子申告後に引 き続きアンケート を入力する方 式 ・e-Taxホームペー ジからの書き込 み方式	無記名による5段階評価 ①事前手順の操作性 ②e-Taxの操作性 ③受付（送信可能）時間 ④ヘルプデスクの対応ぶり及び回 答の分かりやすさ

No.	アンケート名	実施場所 対象者	実施時期	用紙の配付方法 回収方法	主な質問項目
12	国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」についてのアンケート 【《定量的》測定指標業1-2-3-2-A-1：国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」の利用満足度】 (39ページ)	・「確定申告書等作成コーナー」の利用者	平成30年1月～3月	・「確定申告書等作成コーナー」への書き込み方式	無記名による5段階評価 〔「とても役立つ」、「どちらかといえど役立つ」、「どちらともいえない」、「あまり役に立たない」、「全く役に立たない」〕 ①利用したメニュー ②利用の満足度
13	公売についてのアンケート 【業1-3-2-4に係る参考指標：国税庁ホームページ「公売情報」の利用満足度】 (49ページ)	・国税庁ホームページ「公売情報」利用者及び公売参加者	平成29年7月～平成30年6月	・国税庁ホームページ「公売情報」への書き込み方式 ・公売会場で配付し、アンケート箱への投函依頼	無記名による5段階評価 ①操作性 ②情報の分かりやすさ ③検索機能の使いやすさ
14	国際研修における講義についてのアンケート 【《定量的》測定指標実1-4-5-A-1：開発途上国に対する技術協力の満足度（受入研修）】 (56ページ)	・研修会場 ・研修受講者	平成29年4月～平成30年3月	・研修開始時に配付 ・研修終了時に回収	無記名による5段階評価 〔「良い」、「やや良い」、「普通」、「やや悪い」、「悪い」〕 ①講義内容の有用性 ②全体的な満足度
15	国際研修における講義についてのアンケート 【《定量的》測定指標実1-4-5-A-2：開発途上国に対する技術協力の満足度（職員派遣）】 (56ページ)	・研修会場 ・研修受講者	平成29年4月～平成30年3月	・研修開始時に配付 ・研修終了時に回収	無記名による5段階評価 〔「良い」、「やや良い」、「普通」、「やや悪い」、「悪い」〕 ①講義内容の有用性 ②全体的な満足度
16	技術相談についてのアンケート 【《定量的》測定指標実2-1-A-1：酒類製造業者の製造工程の改善に関する相談の満足度】 (59ページ)	・醸造技術の改善に関する技術相談を希望し、国税局鑑定官室（沖縄国税事務所間税課を含む。）職員から直接対面により技術相談を受けた酒類製造業者	平成29年4月～平成30年3月	・調査対象の酒類製造業者にアンケート用紙及び返信用封筒（受取人払いもしくは必要額の切手を貼付したもの）を交付し、回答の記入及び局鑑定官室への送付を依頼する。	無記名による7段階評価 〔「極めて良かった」、「良かった」、「概ね良かった」、「どちらともいえない」、「あまり良くなかった」、「悪かった」、「極めて悪かった」〕 ①全体的な満足度 ②対応の親切さ・丁寧さ ③説明の分かりやすさ ④相談内容・疑問点の解決
17	税理士会への説明会等についてのアンケート 【《定量的》測定指標実3-1-A-1：税理士会への説明会等の評価】 (64ページ)	・税理士会 ・説明会等の出席者	平成29年4月～平成30年3月	・説明会等の会場で配付及び回収	無記名による5段階評価 〔「良い」、「やや良い」、「普通」、「やや悪い」、「悪い」〕 ①全体的な印象 ②研修のテーマ ③説明の分かりやすさ ④内容の有用度 ⑤資料の充実度

注) 「アンケート名」欄の【 】内は指標名を表します。

平成29事務年度において実施するサンプル調査の概要

No.	指標名	実施場所 調査対象	実施時期	調査方法
1	所得税還付金の6週間以内の処理件数割合 【《定量的》測定指標実 1-1-1-A-2】 (19ページ)	・全国55の税務署 ・収受した所得税還付申告書	平成30年2月～5月	還付金支払決定日ごとに還付件数の1%（小数点以下切上げ）を無作為に抽出し、これらの申告書提出日を調査することにより所要日数を把握する。
2	納税証明書の15分以内の発行割合 【《定量的》測定指標実 1-1-1-A-3】 (19ページ)	・全国524の税務署 ・窓口で申請されて発行する納税証明書	平成29年4月 ～平成30年3月 (各四半期の特定日、 計4日実施)	調査日に発行するすべての納税証明書に係る交付請求書の受付時から交付時までの時間を測定する。
3	電話相談センターにおける10分以内の相談割合 【《定量的》測定指標業 1-2-2-1-A-1】 (32ページ)	・電話相談センター ・特定日の電話相談	平成29年4月 ～平成30年3月 (各四半期の特定日、 年間計20日) ※次の期間ごとに実施 ・29.5.8～12 ・29.9.4～8 ・29.11.6～11.10 ・30.2.19～2.23	調査日に受電した全ての電話相談について、受付時から終了時までの時間を測定する。

用語集

あ 青色申告会

青色申告制度の普及と誠実な記帳による適正な申告の推進を目的として、個人事業者の青色申告者を中心に結成された団体です。

青色申告制度

事業所得、不動産所得及び山林所得がある者が、税務署長の承認を受け、日々の取引を所定の帳簿に記帳し、その記帳に基づいて正しい申告をすることで、所得の計算などについて有利な取扱いが受けられる制度です。

アジア税務長官会合（SGATAR）

アジア地域における税務行政の国際的な協力の促進、共通の諸問題についての意見交換を目的として1971年に設立された会議で、現在、17か国・地域の税務当局が加盟しています。正式名は、Study Group on Asian Tax Administration and Researchです。

い 移転価格税制

国外の関連企業（国外関連者）との取引価格が第三者間の取引価格（独立企業間価格）と異なることにより、我が国の課税所得が減少している場合に、その取引が独立企業間価格で行われたとみなして所得を計算し課税する制度です。国外関連者との取引を通じた海外への所得の流出を防止、適正な国際課税の実現を図る観点から、移転価格課税を行うための制度が昭和61年度税制改正で導入されました。主要先進国をはじめ多くの国で導入されています。

インターネット公売

インターネット上の民間のオークションサイトにおいて、2日以上連続した期間内に順次買受申込みを受け付ける競り売りの方法により実施する公売をいいます。

か 確定申告書等作成コーナー

国税庁がインターネット上で提供するサービスであり、納税者が自宅等のパソコンやタブレット端末を使用して、画面の案内に従って金額等を入力することにより所得税、消費税、贈与税の申告書や青色申告決算書などを作成できるシステムです。

なお、作成したデータをe-Taxで送信することもでき、また、印刷して書面で税務署に提出することができます。

間税会

間接税についての知識を習得し、自主的な申告納税体制の確立を通して、円滑な税務運営に協力することを目的として結成された団体です。

き 技術協力

開発途上国の社会・経済の開発の担い手となる人材を育成するため、日本の技術や技能、知識を開発途上国に移転し、あるいは、その国の実情にあった適切な技術などの開発や改良を支援するとともに、技術水準の向上、制度や組織の確立や整備等に寄与することです。

く クレジットカード納付

インターネット上でのクレジットカード支払の機能を利用して、国税庁長官が指定した納付受託者へ、国税の納付の立替払

いを委託することにより国税を納付する
手続です。

け 原告訴訟

滞納者が債務超過の状態でも国税を納付
せずに所有財産を第三者に贈与等をした
場合や滞納者の債務者が差押債権の取立
てに応じない場合に、滞納国税を徴収す
るため、国が原告となって提起する詐害行
為取消訴訟や差押債権取立訴訟などの民事
訴訟をいいます。

こ 更正の請求

既に行った申告について、納税額の計算
が法律の規定に従っていなかったり、計算
に誤りがあったりしたために、税額を過大
に申告した場合や還付金が少なかった場
合などに行う手続です。この手続は、誤り
の内容を記載した更正の請求書などを税
務署に提出することにより行います。なお、
更正の請求ができる期間は、原則として法
定申告期限から5年以内（平成23年12月2
日より前に法定申告期限が到来するもの
は1年以内）です。

公 公的個人認証

オンラインで申請や届出といった行政
手続などを行う際に、他人による「なりす
まし」やデータ改ざんを防ぐために用いら
れる本人確認の手段です。地方公共団体情
報システム機構が発行する「電子証明書」
と呼ばれるデータを外部から読み取られ
るおそれのないICカード（マイナンバー
カード）に記録し、これを用いて申請書な
どの情報に「電子署名」を付すことにより、
確かに本人が送付した情報であることを
示すことができます。

公 公売

差し押さえた財産を金銭に換えて滞納
国税に充てるため、入札又は競り売りの方
法で強制的に売却する処分をいいます。

コー コーデックス委員会

消費者の健康の保護、食品の公正な貿易
の確保等を目的として、1962年に国連食糧
農業機関（FAO）及び世界保健機関（WHO）
により設置された国際的な政府間機
関です。国際食品規格の作成等を行って
います。

国 国税総合管理（KSK）システム

全国の国税局と税務署をネットワーク
で結び、申告・納税の事績や各種の情報
を入力することにより、国税債権などを一
元的に管理するとともに、これらを分析
して税務調査や滞納整理に活用するなど、
地域や税目を越えた情報の一元的な管理
により、税務行政の根幹となる各種事務
処理の高度化・効率化を図るために導入
したコンピュータシステムです。

国 国税モニター

広聴活動の一環として、地域・職域にお
けるオピニオンリーダー等の経験・見識
に基づいた税務行政に関する意見・要望
等をお聴きするために、各国税局及び沖
縄国税事務所において委嘱している方を
いいます。

さ 詐害行為取消訴訟

国が、滞納者から第三者に対する財産の
贈与など、債権者（国）を害する法律行
為（詐害行為）の効力を否定して、滞納
者から離脱した財産をその第三者から取
り戻して差押えをするために提起する訴
訟をいいます。

し 事前確認

納税者が税務当局に申し出た独立企業間価格の算定方法等について、税務当局が事前に確認を与えた場合には、納税者がその内容に基づき申告を行っている限り、移転価格課税は行わないという制度です。

相互協議を伴う事前確認は、独立企業間価格の算定方法等について、対象取引の当事者が所在する複数国の税務当局間で相互協議を行った上で、実施する事前確認です。移転価格課税の適用についての予測可能性を確保すると同時に二重課税のリスクを回避することを目的としています。

集中電話催告センター室

国税総合管理（KSK）システムから取得した情報に基づき、滞納者に対して電話により納付の催告をする「集中電話催告システム」を活用して、効果的・効率的な滞納整理を行うために全国の各国税局に設置されている組織をいいます。

守秘義務

税務職員が税務調査などで知った秘密を漏らした場合には、国家公務員法上の刑事罰（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）よりも重い税法上の刑事罰（2年以下の懲役又は100万円以下の罰金）が課せられます。

これは、①税務職員は、調査の過程で納税者の財産上、一身上の秘密を知り得る立場にあるので、その秘密を漏らさないよう義務付けることにより、納税者の秘密を保護する必要があること、②納税者の秘密を漏らしてしまうと、税務職員と納税者との信頼関係が損なわれ、納税者の協力が得られなくなり、適正・公平な課税の実現が困難となって、円滑な税務行政の運営に重大な支障を来すためです。

酒類に関する公正な取引のための指針

公正取引の確保に向けた酒類業者の自主的な取組を促進し、酒税の確保及び酒類の取引の安定を図ることを目的に、全ての酒類業者が自主的に尊重すべき酒類に関する公正な取引の在り方について国税庁の考え方を提示するとともに、公正取引委員会との連携方法等を明らかにしたものです。

酒類の公正な取引に関する基準

酒類の販売価格は、一般的にはその販売に要する費用に利潤を加えたものが合理的であるとの考え方の下、酒税の保全及び酒類の取引の円滑な運行を図ることを目的に、酒類の公正な取引について、酒類業者が遵守すべき基準（国税庁告示）を定めたものです。

酒類販売管理協力員

国税局長の委嘱を受けて、酒類販売場における未成年者飲酒防止に関する表示や酒類の店頭価格の状況を確認し、税務署に連絡する業務を行う者をいいます。

酒類販売管理者

酒類業組合法第86条の9の規定に基づき選任された者をいいます。酒類販売管理者は、酒類の販売業務に従事する使用人等に対して、関係法令の規定を遵守して酒類の販売業務を実施するために必要となる助言又は指導を行います。

情報交換

各国の税務当局が、租税条約等の規定に基づき、必要な情報を提供し合うことです。

せ 成果重視事業

「経済財政運営と構造改革に関する基

本方針2005」(平成17年6月21日閣議決定)に掲げられた、成果目標(Plan)ー予算の効率的執行(Do)ー厳格な評価(Check)ー予算への反映(Action)を実現する予算制度改革を定着させるための取組の一つであり、平成18年度予算から創設されたものです。

税源浸食と利益移転(BEPS)

多国籍企業が、各国の税制や租税条約等を巧妙に組み合わせて、課税所得を人為的に操作し、グローバルに租税の軽減を図っている問題です。

税務に関するコーポレートガバナンス

税務について経営責任者等が自ら適正申告の確保に積極的に関与し、必要な内部統制を整備することをいいます。

税理士会

税理士と税理士法人の義務の遵守、税理士業務の改善進歩に資するために、支部と会員の指導、連絡や監督を行うことを目的とする税理士法に定められた団体です。

そ 相互協議

二国間の租税条約の規定に基づき、国際的な二重課税等の条約に適合しない課税の排除を目的として、直接各国の権限ある当局間で行われる協議手続です。

租税教育推進関係省庁等協議会

平成23年度税制改正大綱を受けて、文部科学省、総務省、国税庁及び日本税理士会連合会(賛助会員)が連携・協調して租税教育の充実に向けて取り組むために組織された協議会をいいます。

租税条約

我が国が締結した国際的二重課税の回避や脱税の防止のための条約をいい、相互協議や情報交換等に関する規定が置かれています。

た 滞納処分免脱罪

納税者が差押えなどの滞納処分の執行を免れる目的でその財産の隠蔽等を行う犯罪です。隠蔽等を行った納税者には、3年以下の懲役又は250万円以下の罰金が科されます(国税徴収法第187条)。

ダイレクト納付

事前に税務署に届出をしておけば、e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができる電子納税の方法です。

単式蒸留焼酎

でん粉質原料(米、大麦及び芋等)などを発酵させ、これを単式蒸留機で蒸留したもので、米焼酎、麦焼酎、芋焼酎、泡盛など、原料による特色がある我が国固有の蒸留酒です。

ち 地方税ポータルシステム(eLTAX)

地方税における手続について、インターネットを利用して電子的に行うシステムです。

地方税務協議会等

国税当局及び地方税当局の担当者などをもって、国税及び地方税の事務運営につき連絡調整を図るために組織された協議会をいいます。なお、当該協議会には、国税局又は都道府県単位の地方税務協議会及び税務署単位の地区税務協議会があり

ます。

調査課所管法人

調査査察部等の所掌事務の範囲を定める省令に基づき、国税局の調査部が所管する、原則として資本金1億円以上の大法人と外国法人のことをいいます。

徴収共助

租税を徴収するための権限は自国の領域外で行使することはできないという執行管轄権の制約がある中で、租税条約に基づき、各国の税務当局が協力して、互いの租税債権を徴収する制度です。

徴収システム

国税総合管理（KSK）システムのうち、徴収事務を担っている業務システムをいいます。滞納事案の進行管理や各種分析等を的確に行うことができます。

て 電子納税

金融機関や税務署の窓口に出向くことなく、インターネット等を利用して国税を納付することができる仕組みであり、次の方法があります。

- ① ダイレクト納付による電子納税
- ② インターネットバンキング等による電子納税（登録方式・入力方式）

と 独立行政法人酒類総合研究所

酒税の適正かつ公平な賦課の実現に資するとともに、酒類業の健全な発達を図り、併せて酒類に対する国民の認識を高めることを目的とし、酒類に関する高度な分析及び鑑定、酒類及び酒類業に関する研究、調査及び情報提供等の業務を行う法人です。

に 日本酒造組合中央会

酒類業組合法に基づき酒税の保全及び酒類業界の安定を目的として、清酒、単式蒸留焼酎等の製造業者により組織された全国単位の団体です。

日本税務協会

「国民の財務に対する協力を積極旺盛にし、かつ、財務官庁に対する諸手続の遂行を援助し財務行政に関する官民の意思の疎通を図り、その円満適正な運営に資する」ことを目的として設立された団体です。

の 納税協会

「税知識の普及に努め適正な申告納税の推進と納税道義の高揚を図り企業及び地域社会の発展に貢献」することを目的として、大阪国税局の各税務署管内に設立された団体です。

納税証明書

申告書を提出した場合の納付税額、所得金額又は未納の税額がないことなどを証明する書類です。金融機関から融資を受けたり、資格審査を受けたりするときに「納税証明書」を求められることがありますが、e-Tax又は所轄税務署の窓口で交付請求手続を行って入手することができます。

納税貯蓄組合

納税資金の備蓄による租税の円滑な納付を目的として組織された団体です。

ひ 標準地

路線価等作成の基準とするため、鑑定評価等を実施する地点をいいます。

ふ 振替納税

申告所得税や個人事業者の消費税について

て、あらかじめ納税者から税務署又は金融機関に対して依頼書を提出することにより、指定した金融機関の預貯金口座から納付税額が自動的に引き落とされ納付が完了する手続です。

へ 閉庁日

土曜日・日曜日・祝日等をいいます（これらの日は、通常、業務を行っていません。）。

ほ 法人会

税知識の普及や適正な申告納税制度の確立を図ることを目的として、法人により結成された団体です。

法定資料

株式等の配当や不動産の賃借料など一定の金銭等を支払った者が、所得税法等の規定に基づき税務署長に提出する資料をいい、「配当等の支払調書」や「不動産の使用料等の支払調書」など、全部で60種類（未施行分を含む）あります。

法定資料以外の資料情報

税務当局が収集する資料情報のうち、法定資料以外のものをいいます。

ま マイナポータル

政府が中心となり運営するオンラインサービスであり、子育てに関する行政手続のワンストップサービスや行政機関等から配信されるお知らせを受信できるサービスなど、マイナンバーに関連した行政サービスが利用できる個人ごとのポータルサイトです。

ろ 路線価

路線（道路）に面する標準的な宅地の1平方メートル当たりの価額のことをいい、

相続税や贈与税の税額を算定する際の基準となります。

B BEPS報告書

税源浸食と利益移転（B E P S）の問題に対処するため、OECDが平成24年より立ち上げたB E P Sプロジェクトの報告書（平成27年9月公表）をいいます。本報告書では、G20財務大臣・中央銀行総裁会議の要請により策定された15項目からなる「B E P S行動計画」について、国際的に協調してB E P Sの問題に有効に対処していくための対応策が勧告されています。

E e - Tax

所得税及び復興特別所得税、法人税、消費税、贈与税、印紙税、酒税などの申告、全税目の納税、国税関係法令に規定されている申請・届出等について、インターネット等を利用して電子的に手続を行うことができるシステムです。

I ICT

情報・通信に関連する技術一般の総称であり、Information and Communication Technologyの略です。

本計画に関する御意見等につきましては、財務省大臣官房文書課政策評価室
(hyouka@mof.go.jp) にお送りください。

国税庁の実績評価に関する情報は、財務省のホームページでもご覧いただけます。

<http://www.mof.go.jp>

